

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

ユーソナー株式会社

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	12
3. 事業等のリスク	14
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	22
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	23
第4 提出会社の状況	24
1. 株式等の状況	24
2. 自己株式の取得等の状況	27
3. 配当政策	27
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	28
第5 経理の状況	43
1. 財務諸表等	44
(1) 財務諸表	44
(2) 主な資産及び負債の内容	89
(3) その他	90
第6 提出会社の株式事務の概要	91
第7 提出会社の参考情報	92
1. 提出会社の親会社等の情報	92
2. その他の参考情報	92
第二部 提出会社の保証会社等の情報	93
第三部 特別情報	94
第1 連動子会社の最近の財務諸表	94
第四部 株式公開情報	95
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	95
第2 第三者割当等の概況	96
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	96
2. 取得者の概況	96
3. 取得者の株式等の移動状況	96
第3 株主の状況	97
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年9月11日
【会社名】	ユーソナー株式会社
【英訳名】	u S o n a r C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長竹 克仁
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	(03) 5388-5300（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部経理グループ 常務執行役員CFO 小林 寿之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	(03) 5388-5300（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部経理グループ 常務執行役員CFO 小林 寿之

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	3,160,404	3,406,316	4,041,056	5,038,601	6,074,883
経常利益 (千円)	305,494	456,797	102,666	123,994	909,190
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	203,441	△353,213	64,861	74,741	634,157
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	466,335	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	8,687	6,949	6,081	6,081	6,081
甲種種類株式	—	1,738	1,738	1,738	1,738
乙種種類株式	—	—	868	868	868
純資産額 (千円)	1,173,479	1,530,214	1,953,634	2,028,376	2,658,540
総資産額 (千円)	2,922,530	3,433,992	3,707,339	3,945,799	4,941,866
1株当たり純資産額 (円)	225,149.49	220,174.74	249,378.63	258.94	340.05
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	39,033.22	△52,962.97	9,300.53	9.56	81.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.2	44.6	52.6	51.3	53.8
自己資本利益率 (%)	19.0	—	3.7	3.8	27.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	666,953	1,251,218
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△251,708	△225,795
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△239,988	△230,029
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	2,428,930	3,222,573
従業員数 (人)	151	164	180	197	223
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(59)	(69)	(72)	(68)	(73)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第32期については、データベースの補完対策費998,889千円を特別損失として計上したことにより、当期純損失を計上しております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第31期から第34期については非連結子会社は存在しておりま

すが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載しておりません。また、第35期については非連結子会社及び関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第31期及び第35期は潜在株式が存在していないため、記載しておりません。第32期は1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第33期及び第34期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第32期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
8. 第34期及び第35期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第31期、第32期及び第33期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 第31期、第32期及び第33期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員（委任型執行役員を除く。また、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、甲種種類株式及び乙種種類株式に関する定款の定めを廃止し、同日付で甲種種類株式1,738株及び乙種種類株式868株を普通株式へ変更しております。
13. 当社は、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は8,687,000株となっております。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
14. 当社は、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第31期、第32期及び第33期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額 (円)	225.15	220.17	249.38	258.94	340.05
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) (△)	39.03	△52.96	9.30	9.56	81.12
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

1990年 9 月	大阪府大阪市北区に資本金1,000万円で株式会社ランドスケイプを設立し、個人向け印刷物の送付を受託することを目的として、ダイレクトマーケティングサービスを開始
1992年 7 月	大阪府吹田市に本社移転
1993年 6 月	東京都新宿区に東京支社を開設
1995年 5 月	第三者割当増資（資本金3,000万円）
1997年 2 月	東京オペラシティ（東京都新宿区西新宿三丁目20番2号）に本社移転
1997年10月	新株引受権付社債2億円を発行
1999年 6 月	「名寄せ・データクレンジング」の提供を開始
1999年 8 月	第三者割当増資（資本金5,750万円）
2000年12月	第三者割当増資（資本金1億7,863万円）
2001年 3 月	第三者割当増資（資本金2億1,643万円）
2002年10月	第三者割当増資（資本金3億6,587万円）
2002年10月	株式会社ゼンリンと業務提携
2004年 6 月	「LBC」（Linkage Business Code）の提供を開始
2005年 3 月	第三者割当増資（資本金4億4,350万円）
2010年 4 月	第三者割当増資（資本金4億6,633万円）
2013年 4 月	「ユーソナー」の提供を開始
2016年 1 月	「ユー名刺」（u名刺）の提供を開始
2016年11月	「サイドソナー」の提供を開始
2018年 9 月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である「JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）」の認証を取得
2019年12月	日本経済団体連合会に入会
2021年 3 月	三井物産企業投資投資事業有限責任組合による資本参画
2021年 3 月	「名刺ソナー（現 mソナー）」の提供を開始
2021年 5 月	資本金を1億円に無償減資
2022年 7 月	ユーソナー株式会社へ社名変更
2022年12月	株式会社日本政策投資銀行による資本参画
2023年12月	「サイドソナー」のサービス移管を目的として、「プランソナー」の提供を開始
2024年 3 月	監査等委員会設置会社に移行
2024年 7 月	「登記ソナー」の提供を開始

3【事業の内容】

当社は、「固有名詞で社会を支える」を企業理念として掲げ、データベースを活用したサービスを提供しております。

世の中にはたくさんの固有名詞が溢れています。しかし、情報が散在したままでは使い勝手がよくありません。当社は、データを、プライバシーの保護に配慮し、安全に管理しながらも、効率的に利活用できる社会の実現に貢献したいと考えております。

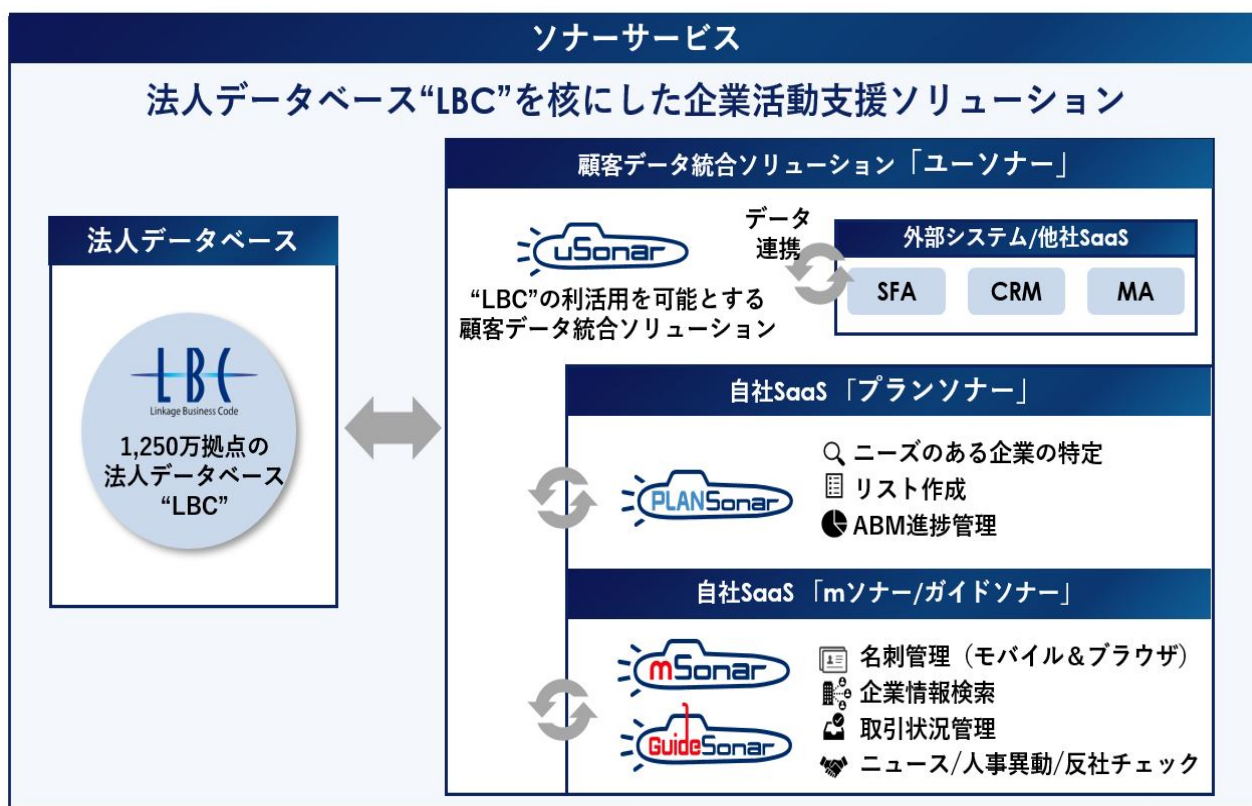
当社は「法人データの専門商社」のような存在となり、世の中にあるデータをただ右から左に流すのではなく、情報の集約、データクレンジング（注1）、名寄せ（注2）といった長年培った技術を活かし、付加価値を高めた上で、お客様にとって最適な形で提供する。それが、私たちの目指す姿であります。

[当社の事業内容]

当社は、データベースマーケティングによる、企業の営業活動を支援しております。現在の主力商材は、法人データベース「LBC」及び、LBCから派生した各種サービスであります。当社サービスの核となるLBCは、当社が独自に情報を収集して構築した法人データベースであります。LBCのデータを参照して、クライアントの保有する顧客データを自動で統合して一元化できるクラウドサービスが「ユーソナー」であります。また、ユーソナーをより使いやすくするためのインターフェースとして、「プランソナー」「mソナー」を提供しております。当社は、企業の課題や目的に応じて、各種サービスを柔軟に組み合わせて営業提案しております。

当社では、これらLBCを核としたサービス群を「ソナーサービス」と総称しております。

各種ソナーサービスの相関関係を図によって示すと次のようになります。



- * 「ユーソナー」には、法人データベース「LBC」そのものを継続的に提供するサービスも含まれます。
- * 「プランソナー」「mソナー」の導入は、「ユーソナー」による顧客保有データベースの正規化・「LBC」との突合が前提となります。
- * 「ガイドソナー (GuideSonar)」は、mソナーと同一の画面をPCで閲覧できるオプションサービスであります。
- * 「SFA」「CRM」「MA」の解説については、後述の[用語の解説](注3、4、5)をご参照ください。
- * 「ABM」とは、Account Based Marketing (アカウントベースドマーケティング)の略語であり、特定の企業に対して、その企業のニーズに合わせたアプローチを行うことで、効率的な成果の創出を目指す、マーケティングの手法であります。

■法人企業データベース「LBC」

「LBC」(Linkage Business Code)は、公開情報を基に当社が独自で構築した、日本全国約1,250万箇所の事業拠点(2025年6月末現在、当社調べによる)を網羅した法人企業データベースであります。1,250万拠点には企業の支店や工場等も含まれ、それらが全て名寄せされ、本社の「LBC」に紐付けられております。

信用調査会社が提供する法人企業データは、主に与信管理を目的に利用されております。その一方で、当社が提供する「LBC」は、企業活動の情報インフラとして、マーケティングや管理部門など部署を問わず、多目的に活用することが可能であります。

クライアントの保有する顧客データに、「LBC」を付与することにより、顧客データの資本系列、本社・事業所関係が可視化されます。クライアントは、顧客データの可視化により、企業グループごとの正確な取引額の把握、既存クライアントと同じセグメントの未取引企業への営業展開などの戦略の立案と実行が可能となります。

なお、データベースの精度と鮮度維持を担保するため、「LBC」の情報付与は、定期定額契約(サブスクリプション)による継続利用を基本としますが、「LBC」の情報の一部のみを一過性で提案する場合があります。

また、現在における当社のサービスは、後述のクラウドサービス「ユーゾナー」、「プランゾナー」及び「mソナー」が主力であります。クラウド環境下での利用を望まないクライアントに対しては、法人企業データベース「LBC」を提案しております。2024年12月末現在、当社のサービスを定期定額で契約頂いているクライアントのうち、約1割が「LBC」のみでのご利用となります。

法人データベース“LBC”



国内拠点(本社・事業所)
1,250万拠点

下記の情報から日々、更新情報を反映
LBCの鮮度維持を行う。

商業・法人登記簿	有価証券報告書	企業ホームページ チェック
その他ホームページ チェック	コールチェック	地図情報
法人 マイナンバー	新設法人データ	行政機関への 開示請求
新聞・官報	官公庁・地方自治体 の公開情報	顧客企業からの 調査依頼

●顧客データ統合ソリューション「ユーソナー」

「ユーソナー」は、法人企業データベース「LBC」を活用するためのプラットフォームであり、定期定額契約かつ、クラウド環境にて提供しております。クライアントの保有している顧客データを、参照先である「LBC」で紐付けし、顧客データの一元化が可能であります。

ユーソナーによるデータの一元化は、3つの工程により行われます。最初に、クライアントが保有する顧客データに対して、LBCを辞書としてデータクレンジングを行います（STEP1）。次に、クレンジングにより精度・品質が高まったデータを名寄せして、重複データを削除したうえで統合します（STEP2）。最後に、統合済みのデータに対して、LBC独自の属性データ（売上規模や業種、企業が持つ興味・関心情報等）を付与します（STEP3）。これら一連の工程により、重点的に営業アプローチすべき企業群（ホワイトスペース）の可視化が可能となります。

また、ユーソナーと連携することで、市場全体の情報を俯瞰し、データに基づいた客観的な戦略立案から実行、進捗管理までを支援し、「どの市場」で「どの企業」をターゲットにすべきか、データに基づいて意思決定するための、企業の経営層や企画部門向けの経営戦略プラットフォーム「プランソナー」や、名刺管理を入口に、豊富な企業情報へのアクセスや社内コミュニケーションを円滑にし、日々の業務効率を向上させ、名刺一枚から、その企業や社内の人脈に関するあらゆる情報にアクセスし、営業活動や社内連携を加速させるための、営業担当者をはじめとする全ビジネスパーソン向けのスマートフォンアプリケーション「mソナー」等のサービスを提供しております。

さらに、ユーソナーは、他社のCRM（注3）やSFA（注4）、MA（注5）等とAPI（注6）によるデータ連携が可能な仕様となっております。クライアントは、すでに利用しているツールと「ユーソナー」を連携して利用することで、見込客データに対して効率的なマーケティング及び営業活動を展開することが可能となります。当社の営業は、クライアントと対面して販売から納品までを行う、直接販売形式が主体であります。一方で、他社ツールとの連携が可能なことから、システムインテグレーターを販売代理店とする間接販売形式もあります。

その他、クライアントの保有する顧客データを預かり、最適化した状態で返却するデータクレンジング・名寄せのサービスを行っております。

当該サービスは「ユーソナー」を新規に導入するプロセスとして提供されるほか、データクレンジング・名寄せのみで委託を受ける場合もあります。

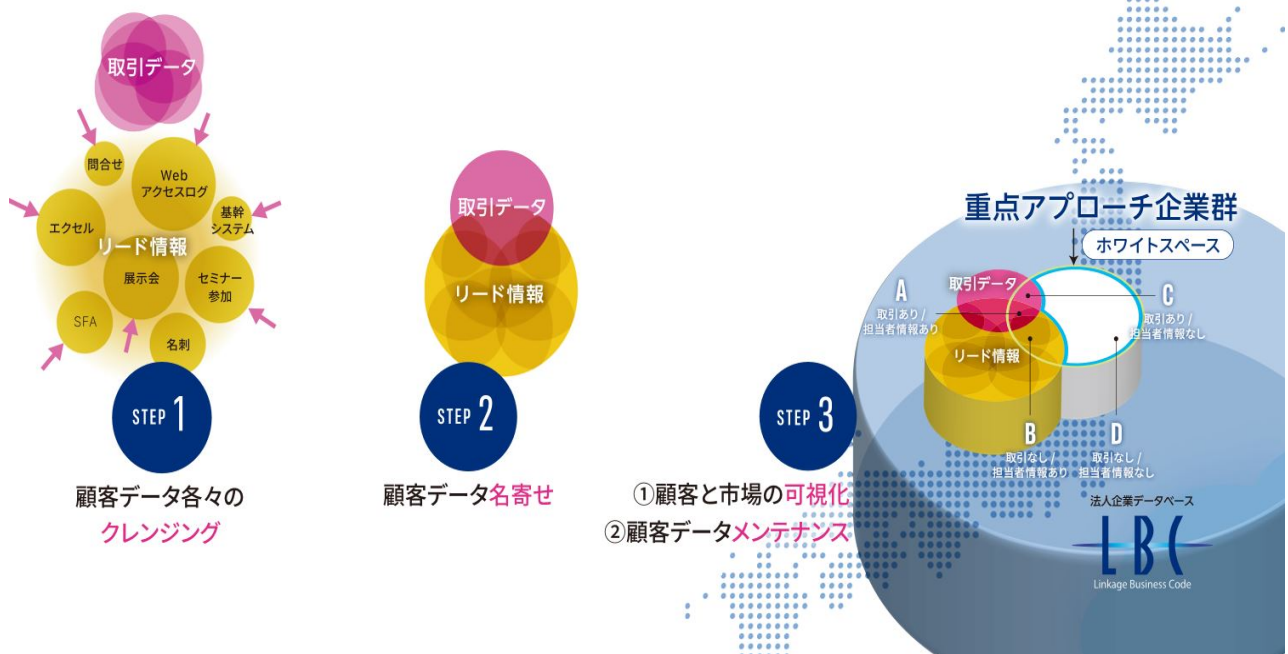
・プランソナー

「LBC」を搭載した、効率的な営業活動を促進するための経営戦略プラットフォームであります。「ユーソナー」で統合したデータに基づき、営業アプローチ先リストの絞り込みに特化したインターフェースになっています。より確度の高いアプローチ先を抽出するためのプレミアム機能「興味シグナル/興味サイン」がオプションで準備されています。

・mソナー

名刺管理アプリを入口としたマーケティングツールであります。バックグラウンドで「ユーソナー」が稼働しているため、獲得した名刺データに「LBC」の企業情報が自動で付与されます。また、スマートフォンでの提供となるため、内線通話や社内チャット機能も搭載されており、社内コミュニケーションもmソナーで完結します。また、mソナーと同一の画面をPCで閲覧できる「ガイドソナー」がオプションで準備されています。

顧客データ統合ソリューション「ユーソナー」



市場を網羅した企業情報×自社データによる **PLAN**Sonar
高精度ターゲティング



- ・高い網羅性と豊富な属性を持つ法人データベース「LBC」から多様な切り口によりターゲットリストを抽出可能
- ・自社Webサイト来訪企業を可視化
- ・特定分野への興味・関心を持つ企業を抽出

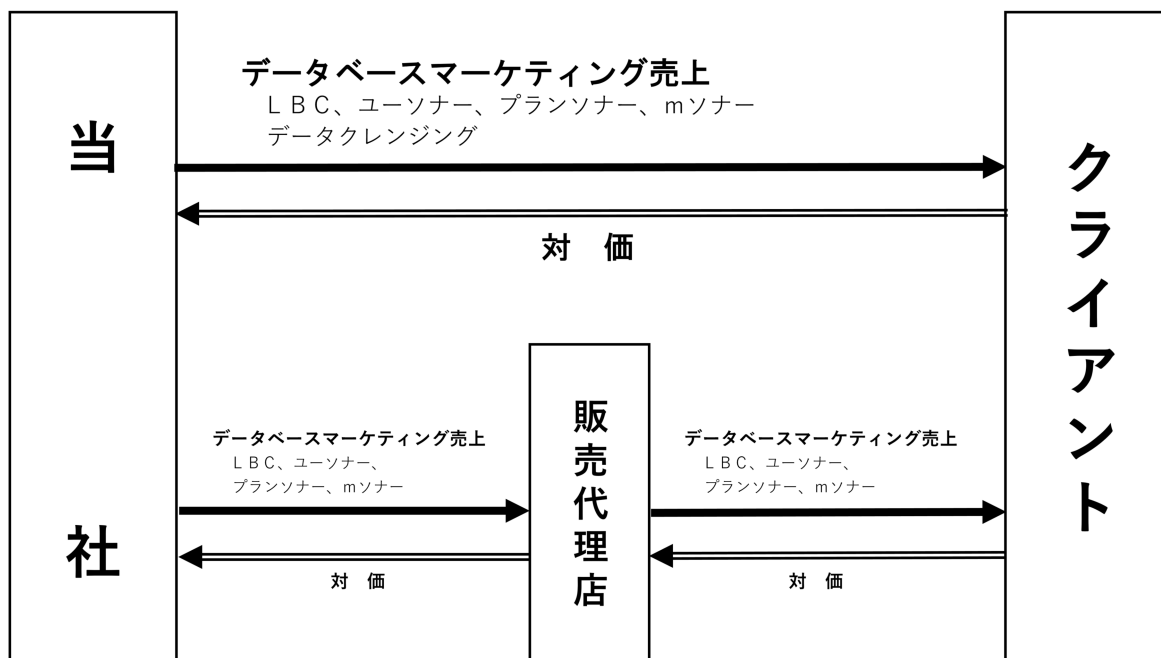
営業担当一人一人が持ち運べる、
名刺管理もできる企業情報アプリ



- ・名刺管理アプリの基本機能を実装
- ・名刺交換前でも、LBC掲載の企業情報の即時参照
- ・モバイル端末で、いつでもどこでも顧客の名刺情報や企業情報、業界情報、人事異動、最新ニュースにアクセス可能

〔事業系統図〕

上記の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



〔用語の解説〕

- (注) 1. データクレンジングとは、名寄せを行う前に「(株)」や「株式会社」などの法人格、住所や局番などの入力形式の違いを統一を行う処理を指します。多くの場合、データクレンジングと名寄せは併用して行われます。
2. 名寄せとは、データ補正や重複データ判別のための処理を行い、データベース内に無秩序に格納されたデータを標準化し、同一人物、同一企業、同一世帯のデータをまとめる作業のことです。
3. CRMとは、Customer Relationship Management (カスタマーリレーションシップマネジメント) の略語であり、特定のクライアントとの関係を継続的に築き上げることにより、売上や企業価値を向上させるというマーケティング手法並びに情報システムです。
4. SFAとは、Sales Force Automation (セールスフォースオートメーション) の略語であり、営業部門に対して営業支援をすることで効率化を図るシステムです。
5. MAとは、Marketing Automation (マーケティングオートメーション) の略語であり、マーケティングを自動化、効率化し、マーケティング担当者が確度の高い見込客を営業部隊に渡すことを目的としたシステムです。

6. APIとは、Application Programming Interface（アプリケーションプログラミングインターフェース）の略語であり、異なるプログラム間で、互いの機能呼び出して利用できるようにするために公開された規約であります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
234（75）	33.8	6.3	6,414

当社はデータベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数（人）
営業本部	92（21）
DC本部	119（53）
管理本部	23（1）
合計	234（75）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（委任型執行役員を除く。また、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）１．	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）２．	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）３．５．			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
9.4	100.0	69.1	70.6	83.2	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、下記計算式において算出したものであります。
- 女性の平均年間賃金／男性の平均年間賃金×100%
- ※賃金とは、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず労働の対象として使用者が労働者に支払う全てのものを対象としております。
4. 当社では、男女において人事考課等の制度上、昇進・昇給等の運用上の差を設けておりません。賃金差異の主な要因としては、上位役職者が少ないことと、近年女性社員の採用を積極的に行った結果、平均勤続年数が男性より約3年少なく相対的に賃金水準の低い労働者が多いことが挙げられます。
5. パート・有期労働者は、再雇用社員、有期契約社員、パートタイマーを対象に算出しております。なお、パートタイマーについては、フルタイム換算をせず実際に支給した賃金に基づき算出しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。これらの記述は、リスクや不確実な要素が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) 経営方針

当社は、2015年から「非競（ひきょう）」(※)を経営方針に掲げております。

従来は、「ユーソナー」というクラウドサービスに、SFAやMA等の機能を付帯させておりました。クライアントの要望を実施することを優先した場合、機能が過大かつ複雑になる可能性が高まります。当時、追加開発したSFAやMA機能は、強みの少ないサービスとなり、SFA並びにMA市場の企業との競争となりました。そのため、2015年からは、当社の得意な分野だけに特化する方向性に転換しております。

当社の得意領域の一つが「LBC」、約1,250万件の拠点データの網羅性であります。近接分野であるSFA並びにMA市場は先行している企業に任せることが適切であると考えました。

これにより、

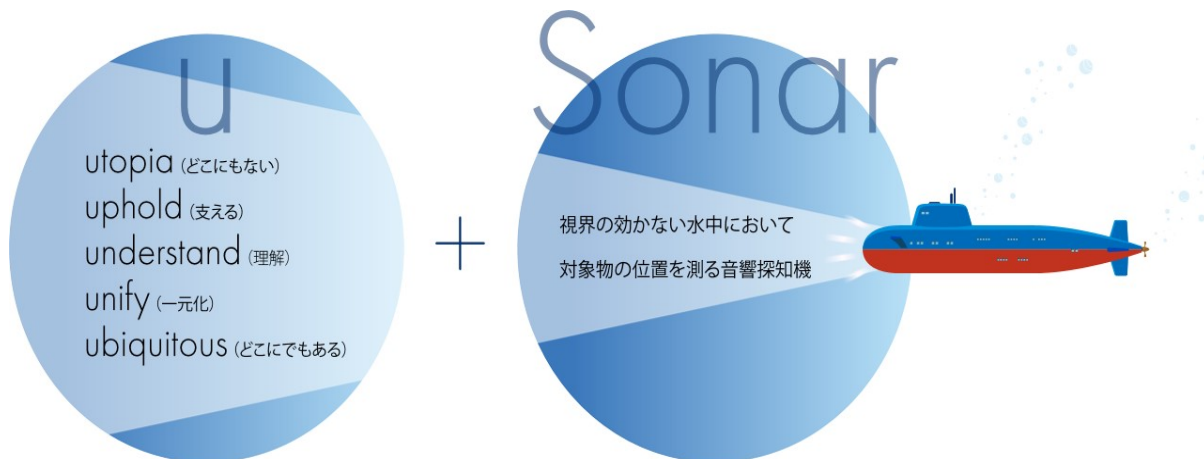
- ① かつての競合他社はパートナーになりました。
- ② 当社営業部門もデータベース領域の専門家として最適な提案ができます。
- ③ 近接製品との連携では、客観的なコンサルティング支援も行えます。

その結果、顧客満足さらに従業員満足も得ることができました。「非競」は当社の元々の社名の由来である「風景」につながるものだと考えております。当社は、「日本で最も非競（ひきょう）な会社」を目指してまいります。

※「非競（ひきょう）」は早稲田大学ビジネススクール山田英夫教授『競争しない競争戦略』第4章 協調戦略を参考にしております。当社は、無益な過当競争を避け、自社の得意領域に特化し、近接分野は他の強みのある会社に任せるべきと考え、サービスを開発・提供しております。この方針を当社では「非競（ひきょう）」と呼んでいます。

(2) 社名の由来

ユーソナーは「u」と「Sonar」の二つを組み合わせた造語であります。BtoBでは、視界に事務所や工場はなく、外部から実態を見ることはできません。事業所情報を探り、整理する目的で開発されたクラウドツールがuSonarであります。それを提供するのが当社であります。当社は、深海の潜水艦のように膨大なデータの海の中から外部環境の変化とターゲット企業を探知できるソリューションを提供してまいります。



(3) 経営環境

当社の主力事業領域は、事業活動を支援するCRMアプリケーション市場であります。直近の統計（経済産業省、特定サービス産業動態統計2024年12月確報）においては、国内インターネット付随サービス業の2024年の売上高前年比が3.6%増（2023年の売上高前年比は6.3%増）とプラス傾向を継続しており、企業のDX推進や、情報セキュリティ等の取組みに対する重要性が増しております。

2025年以降も、企業のIT投資への意欲は継続し、市場は拡大すると予測しております。

(4) 経営戦略等

当社は、効率的なBtoBマーケティングを実現する顧客データ統合ツール「ユーソナー」の提供を中心に展開しております。主な利用部門は、経営企画、マーケティング、営業企画等をはじめとするクライアント並びに見込み客の全体管理をする部門であります。クライアントは、「ユーソナー」を利用することで、独自に保有している顧客データを当社のマスターデータベース「LBC」で紐づけし、顧客データを統合することが可能となります。

その結果、取引が成立していない見込客データを容易に選別することができ、見込客データに対して効率的なマーケティング及び営業活動を展開することが可能となります。

なお、「ユーソナー」は他社の各種CRMと、APIによるデータ連携が可能な仕様となっております。クライアントは、すでに利用しているCRMと「ユーソナー」を連携して利用することができます。

従って、「ユーソナー」に注力した営業展開を推進し、既存クライアントを維持しながら、新規クライアントを獲得していくことが企業価値の向上につながると考えられることから、今後もデータの正確性や検索スピードのアップ等、ユーザビリティ向上のための積極的な投資を行ってまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の主力商材である「ユーソナー」を継続的に成長させ、持続的な企業価値の向上を目指しているため、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として売上高、経常利益に加え、ソナーサービスのARR（注1）、契約件数（注2）、ARPU（注3）、Churn Rate（注4）を重視しております。

- （注） 1. ARR：Annual Recurring Revenue（年間経常収益）の略称であり、年度末時点における継続的な契約による繰り返し得られる収益です。当社のソナーサービスのARRは、来期以降も継続する売上高であるため、ARRを積み上げることが目標達成に寄与します。
2. 契約件数：期末時点におけるソナーサービスの年間契約数であります。当社のサービスは、取引先1社に対しての全社導入を基本としておりますが、複数事業を営む企業については、取引先データの統合が必ずしも必要ではないことから、1社に対して複数のサービスが事業部毎に導入される場合があります。また、「グループ利用規約」により、1つの契約で複数の企業に対してソナーサービスの利用許諾を与える場合もあります。これらの事由により、契約の実績を「社」ではなく「件」で表記しております。現時点の取引状況において「社」と「件」は、集計方法の違いはありますが、近似値となっております。
3. ARPU：アープとは「Average Revenue Per User」の略であり、1顧客あたりの平均的な売上高を示す指標であります。当社の場合、既存顧客へのカスタマーサクセス活動により、ソナーサービスの顧客単価を引き上げる取り組みを行っています。
4. Churn Rate：チャーンレートとは、ソナーサービス契約の解約率であります。当社では顧客数ではなく、収益金額をベースに解約率を算定しております。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 競争しない競争戦略の徹底

当社では、他社とは競争しない競争戦略として「非競（ひきょう）」を掲げております。当社の主力商材である「ユーソナー」は、他社の提供するSFAやMAと、APIでの連携ができる仕様であります。これにより他社を排除することなく、「ユーソナー」の導入を提案することが可能となっております。今後もデータの正確性や検索スピードのアップ等、ユーザビリティ向上のための積極的な投資を行ってまいります。

② 既存クライアントの維持

「ユーソナー」は年間契約で提供しており、また継続して使用することによりデータが蓄積されるサービスであります。「ユーソナー」の営業活動は新規クライアントへのアプローチのみならず、導入済の既存クライアントに対しても、ログイン状況を把握し、使用頻度を高めるための施策を提案し、解約の防止に努めてまいります。

③ システムの安定的な稼働

当社が提供している「ユーソナー」はウェブ上で運営されており、情報漏洩の防止や不休の運用が必須となっております。快適かつ安全なサービスを提供するためにも、データの保守・保管については外部業者に部分的委託を行っており、強固なセキュリティレベルを維持しております。今後もセキュリティ機器の拡充等、システムの安定稼働に向けた投資は積極的に行ってまいります。

④ 情報セキュリティの強化

当社の提供する製品・サービスの利用者数が増加し、システムやデータの規模が拡大するに伴い、外部からの不正な手段による侵入等によって、個人情報等を含む重要なデータが消去される、あるいは、外部に流出する恐れも増加することになります。これらの情報の保護等の体制強化のため、当社は情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO27001（ISO/IEC27001）の認証を取得しております。今後とも、当社の役員及び従業員の情報取扱いに関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めてまいります。

⑤ 組織体制の強化

限られた人的リソースを効率的に活用するためには、組織体制の強化が必要となります。従来から行っていた従業員向けの研修に加え、マネジメント能力強化を目的とした管理職向けの研修を定期的に行い、組織力の底上げを

図ってまいります。また、環境の変化に柔軟に対応するために組織再編を適宜行ってまいります。

⑥ 優秀な人材の獲得・育成及び長期雇用の促進

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材の獲得・育成及び長期雇用が重要であります。そのためには、従業員の働き方の多様化、快適で働きやすい職場環境の整備、福利厚生制度の充実、全社的な給与水準の向上等を検討し、実行に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

当社は、「固有名詞で社会を支える」という企業理念を掲げ、固有名詞の一元化により、社会に効率と安全とプライバシーを提供します。

データベースは、適切に運用すれば効率をもたらす便利なものであります。しかし、効率を維持しながらもプライバシーの保護に配慮し、安全に管理を行うには困難なことも多く、様々なノウハウが必要であります。当社は、社会に効率と安全とプライバシーを提供するためには、信頼できる機関が情報を一元管理することが、一つの解決法だと考えます。情報を一元化し、必要に応じてデータを安全に出し入れできるデータベースの銀行のような存在となり、お客様に常に最適なソリューションを提供する。それが、私たちの目指す姿であります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

(ガバナンス)

当社は、経営規模の拡大と組織文化の構築を両立させながら、株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値の向上を図るためには、サステナビリティを意識したコーポレート・ガバナンスの構築が不可欠であると考えております。その実現のため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、経営の健全性・透明性を確保すべく、経営管理体制の強化、充実に努めております。

サステナビリティに関するガバナンスはコーポレート・ガバナンスの一部として、主に取締役会及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会で決定しております。取締役会は原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。取締役会では法令、定款及び社内規程等に定められた事項について審議を行い、取締役による業務執行の監督を行っております。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、当社の事業活動に影響を与えるリスク及び機会について、サステナビリティ関連を含め網羅的に検討し評価することでリスクの低減に努めており、代表取締役会長をリスク管理の管理責任者とする体制としております。

(リスク管理)

当社は、サステナビリティの実現のため、事業上のリスク及び機会を適切に管理し、持続的な成長を実現することを目指しており、リスク管理体制の充実に重要な経営課題としています。また、リスク管理にあたっては、従業員、顧客、株主等のステークホルダーとの良好かつ長期的な関係構築を何より重視し、日常のあらゆる経営判断において、かかる視点を持ち続けることを心がけます。

サステナビリティの観点を含んだ当社におけるリスク及び機会について、コンプライアンス・リスクマネジメント管理委員会において、各部門の連携による網羅的な洗い出し、分析、対策を実施し、その内容や重要性に応じて取締役会に諮り、決定しています。

なお、当社のサステナビリティに影響を与える重要なリスク項目については「3 事業等のリスク」に記載しています。

(2) 戦略

当社は、常により良いものを模索し、実践した結果「どこにもない会社」になることを目指しております。それは事業にとどまらず、環境等についても同様であります。上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社における重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

- ① ダイバーシティ&インクルージョンの推進
- ② 環境課題解決に向けた取組の実施
- ③ 管理体制の整備

それぞれの項目にかかる当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は次のとおりであります。

① ダイバーシティ&インクルージョンの推進

より豊かな社会を実現するために、適切な労働条件の設定、労働環境の整備、製品の安全性向上の取組、サービスのリスク管理及び地域コミュニティへの参画を進めてまいります。

② 環境課題解決に向けた取組の実施

世界が持続的な発展を続けるために、気候変動への対応、資源循環への取組、廃棄物の生態系汚染対策、温室効果ガス排出の抑制及び削減を進めてまいります。

③ 管理体制の整備

健全な経営を行うための、コーポレート・ガバナンスの整備、ステークホルダーエンゲージメント、コンプライアンス遵守及び適切な情報開示を進めてまいります。

(3) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

① 人材育成方針

当社において最も重要な経営資源は人であり、パーパスやビジョンに共感した人材を採用し、人と組織に貢献できるように育成を図ることが不可欠であります。当社は多様なサービスを展開しており、そのサービスを運営するためには当社の従業員にも多様性が求められます。多様な従業員を確保するため、国籍、学歴、年齢、障がいの有無、性別、雇用形態等に関わらず採用し、互いを理解・尊重しながら高めあえるような企業風土の醸成に取り組んでいます。

② 社内環境整備方針

多様な従業員を抱えながら当社が発展していくためには、互いを理解・尊重しながら高めあえるような企業風土の醸成、ライフステージの変化がある中でも従業員が働きやすく、かつ働きがい環境の整備、心身の健康を整えることが重要であると考えており、特に子供がいる女性が働きやすい環境整備に注力しております。

正規雇用の女性労働者の産休・育休からの復帰率は本書提出日現在で100%となっております。また、認可外保育園に子供を預けざるを得ない場合に50%の保育料補助や、保育園に預けられない場合にオフィス内にキッズスペースを開設しております。今後も働きやすい環境の整備に取り込んでまいります。

さらに、従業員の健康状況を把握し、継続的に改善する取り組みを個人と組織のパフォーマンスの向上に向けた重要な投資と捉え、当社では、健康経営優良法人認定に向け健康経営推進チームを立ち上げました。健康経営への投資に戦略的かつ計画的に取り組んでまいります。

(4) 指標及び目標

当社は、持続的な成長を実現するために、サステナビリティ分野における取組を積極的に行いつつ、経営状況やステークホルダーの要請に応じて開示項目の充実を検討してまいります。その中でもとりわけ重要度の高い人的資本に関する指標・目標は次のとおりであります。

項目	実績 (%)	中期的な目標 (注) 1
管理職に占める女性労働者の割合 (注) 2	9.4	女性活躍の推進に向けた改善を促進する
労働者の男女の賃金の差異 (注) 2	69.1	
離職率 (注) 3	9.0	5%程度を目指す

(注) 1. 3～5ヵ年を想定しております。

2. 詳細は「第1 企業の概況 5 従業員の状況」に記載しております。

3. 提出会社における直近2年間（2023年8月1日～2025年7月31日）の平均値としております。

なお、本書提出日現在においては、戦略に関する目標は設けておりません。指標の見直し、目標の設定については、検討を進めてまいります。

次年度においては、従業員一人ひとりが安心して働き続けることができる職場環境の更なる整備に努め、性別・年齢を問わず、意欲的な従業員が活躍できる組織の構築を加速させることで、当事業年度の結果を超える水準を目指してまいります。

3【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 経営環境の変化について（発生可能性：中 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社製品である「ユーソー」を中心とするサービスは、企業を対象としており、当該企業のIT投資予算に基づいて購買いただいております。当該企業の重要な資産である顧客データを適切に管理していただくためのツールであります。そのため、今後の国内外の経済情勢や景気動向等の理由があってもすぐに解約される性質のサービスではありません。しかしながら、企業側のIT投資マインドが減退する場合には、新規契約社数の低迷並びに契約済みのクライアントからの解約、販売単価の減少も予想され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② クラウド市場の動向について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社が事業を展開するクラウド市場は、急速な成長を続けております。当社は、この傾向は継続するものと見込んでおり、その中で一定の競争優位性を確保するべく、サービス、営業及びシステム開発組織の拡充を図っております。しかしながら、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により、クラウド市場の成長が予期しない形で鈍化した場合には、新規契約社数が低迷するなど、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 営業活動について（発生可能性：中 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社はこれまでに、クラウド市場やCRM市場の拡大などを背景として事業の拡大に努めてまいりました。今後は、より幅広い事業規模（売上・従業員規模が中堅）の企業との契約を増やしていく予定ですが、過去に導入実績の少ない業種や事業規模の小さい企業との商談日数は長期化する懸念があり、売上計上時期が変動し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、当該リスクに対して、業容の拡大を段階的に進めることで対応します。取引実績の少ない業種や、事業規模の小さい企業への導入実績を積み上げることで、蓄積されたノウハウを対応策として転化できる体制を整備します。

④ 当社の想定を上回る解約について（発生可能性：中 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社の事業は、サブスクリプション型で提供しているため、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持する施策を行っております。しかしながら、契約済みクライアントの経営環境の変化、それに伴う経営戦略並びに組織体制の変更などにより、年間を通じて一定の解約が発生しております。当社の想定を上回る解約が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ BtoB企業向けに売上高が集中している点について（発生可能性：中 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社の売上は、「ユーソー」を主としてBtoB企業向けが中心であります。BtoB企業におけるCRMを中心としたIT投資は継続的に発生するものと見込んでおりますが、企業側におけるIT投資予算が抑制された場合、外的環境の変化への対応が適切でない場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

現時点では、当該リスクが顕在化する兆候は検知しておりませんが、当社の法人企業データベース「LBC」は、BtoB企業のCRM導入時の他、様々な局面での営業提案が可能です。LBCはマーケティング目的での利用が主ではありますが、購買管理を目的とした導入実績も存在します。今後、LBCの活用方法を多様化することにより、営業提案の幅を広げます。

⑥ 市場の競争激化と大手参入の可能性について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中）

IT事業、特にソフトウェア開発分野においては、必ずしも事業開始時において多額の設備投資が必要な訳ではなく、かつ、特段の許認可も不要であることから、参入障壁という点では比較的低い分野であると考えられます。そのため、新たな技術や、革新的なビジネスモデル等を有していれば、個人あるいは異業種からの参入も十分に可能であり、常に多くの新規参入者との競争に晒されております。

また、潤沢な資金力を持つ大手企業がマーケットシェアの拡大もしくは独占を目的とし、サービス提供の低価格化等の競争を仕掛けてきた場合、その対応次第では、当社がマーケットから排除されることになり、当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 技術革新について（発生可能性：中 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社は、インターネット関連技術を基盤にしたサービスを提供しております。インターネット関連技術は、新技術の開発やそれらを利用して新サービスの導入が相次いで行われており、変化が激しくなっております。

このため、当社は、新技術の導入及び新サービスの提供を継続的に検討しておりますが、激しい環境変化への対応が遅れた場合には、当社のサービスの陳腐化、競争力の低下が生じる可能性があります。また、環境変化への対応のために新技術及び新サービスに多大な投資が必要となった場合には、当社の事業活動並びに財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 追加のデータ仕入コストの発生によるリスクについて（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社では、保有データを定期的に更新することでデータの最新化に努めております。しかしながら、顧客要請等に基づくデータベース仕入計画の変更に伴い、費用が一時的に想定より増加し、当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ システムトラブルについて（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社がクライアントに提供しているサービスは、クラウドという特性上、インターネットを経由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。当社は、システムトラブルを回避するべく、システムの稼働状況の監視、バックアップ及びクラウドサーバーの冗長化を実施して、障害発生時の未然防止と障害発生時の影響最小化することにより、リスクの軽減を図っております。しかしながら、自然災害及び事故等による予期しえないトラブルが発生し、大規模なシステム障害が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 重大な不具合について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社が提供するサービスは、開発計画から本番リリースに至るまでのプロセスを定めております。クライアントに提供する前に、機能チェックを行った上で本番リリースをしておりますが、クライアントに提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、補修等の追加コストの発生、信用の失墜及び損害賠償が発生した場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 他社設備等の利用について（発生可能性：低 時期：長期的 影響度：小）

当社は、快適かつ安全なサービスを提供するにあたり、他の事業者が保有する通信回線設備やクラウドサーバー等を一部利用しております。当社では、事業者との取引関係を維持発展させつつ、委託先の多様化を推進し、安定した事業運営を目指しておりますが、今後何らかの事由により、当該設備等を継続して利用することができなくなった場合、又は使用料が上昇した場合など、当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 業務の委託について（発生可能性：低 時期：長期的 影響度：小）

当社は、当社サービスの開発や運用保守等の業務の全部又は一部について、他社に委託しております。委託先は複数社あり、特定の委託先への依存を回避するため、リスク分散を図っておりますが、何らかの事由により委託先が当社の求める水準どおりに業務を行うことができない場合、当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 新規のデータ仕入コストの発生によるリスクについて（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社の企業データベースは、様々な公開情報を収集して統合することにより構築されております。それらの公開情報は、恒常的に取得可能なデータが大多数を占めておりますが、時として、当社企業データベースの拡充・拡大効果が期待できる新規のデータが、一次的に取得可能となる機会が生じます。新規のデータ仕入については、進行年度の事業計画への影響を考慮したうえで、実行の可否を判断しますが、翌期以降への経営成績への寄与が見込まれる状況においては、進行年度の事業計画への影響を度外視して仕入を実行する場合があります。当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）経営管理体制に関するリスク

① 特定の人物への依存について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：大）

当社の代表取締役会長である福富七海は、当社の創業者であり、当社の支配株主であります。当社の事業展開において事業戦略の策定等、重要な役割を果たしております。当社は、福富七海への依存度を低下させるべく、代表権を持つ取締役を２人とする複数代表制としております。なお、代表取締役会長が商品開発と事業計画の方針立案の役割を担い、代表取締役社長が計画達成のため役職員等を牽引する役割を担っております。代表取締役社長への権限委譲を推進し、組織的な体制整備に努めておりますが、近い将来に福富七海が、何らかの理由により業務遂行が困難になる場合には、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

② 内部管理体制の構築について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社は、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後も人材採用及び育成を行うことにより内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、適切な業務運営が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保について（発生可能性：低 時期：長期的 影響度：中）

事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材の獲得・育成及び長期雇用が重要であります。そのためには、給与水準の向上や福利厚生の実施等を図ってまいります。需要に対する十分な人材確保ができない場合、又は人材不足を起因として労働力の単価が高騰した場合、当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ ハラスメント発生について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社において、パワーハラスメント行為やセクシャルハラスメント行為、その他のハラスメントが発生することにより、被害従業員の身体的・精神的悪影響や退職・休職リスク、職場内の意欲低下、会社の信用度やイメージが低下するリスクがあります。

当社は、当該リスクを低減するため、社内・社外窓口を設けた内部通報制度、ハラスメント等のインシデントが生じた場合の適切な報告フロー、関連する規程類を整備し、社内への周知を徹底しております。また、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」の周知のため、役員及び従業員を対象としたハラスメント研修の実施を定期的実施しております。

（３）法的規制に関するリスク

① 情報の流出について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：大）

当社は、事業を展開する上で、個人情報を含む顧客情報を取扱い、情報セキュリティマネジメントの国際規格であります「JIS Q 27001 (ISO/IEC27001)」等の認証取得及び「個人情報保護基本規程」の制定を行い、その遵守とともに情報管理体制の整備強化に努めております。

当社（役職員や委託先の関係者を含みます。）の故意・過失、又は悪意を持った第三者のサイバー攻撃等により、これらの情報の流出や消失などが発生する可能性があります。こうした不測の事態が生じた場合、当社の信頼性及び企業イメージが低下し、クライアントの獲得・維持が困難になるほか、損害賠償やセキュリティシステム改修のために多額の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社の事業計画及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 国内の法的規制について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

インターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする、新たな法令等の制定又は既存法令等の解釈変更がされ、当社の主力サービスであります法人企業データベースの更新維持が困難となった場合、競争力が低下し、当社の事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権に関する方針について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社は、販売するサービスの名称につき、商標登録を行っております。将来展開を検討しているサービスについても商標権の取得を行っております。また、同時に当社が所有する知的財産権を保護するために細心の注意を払うとともに、他社の知的財産権を侵害しないように顧問弁護士等と連携し、必要な措置を講じております。しかしながら、当社及び他社の知的財産権の侵害を適切に把握できずに、何らかの法的措置等が発生した場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報取得への制限について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社は、企業のホームページ、官公庁・地方自治体の公開情報及び登記簿謄本データ等から情報収集しております。しかしながら、収集先側の方針転換や、法的規制の強化により、情報の収集に制限が加わったり、禁止されたりする可能性があります。このような事象が生じた場合、現在入手できているデータを取得できなくなることでサービスの品質が低下したり、情報の収集に対して追加コストが発生したりする場合等には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）その他のリスク

① 自然災害、感染症について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：大）

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の営業活動に支障をきたす可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的・人的被害により、当社の事業戦略や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による、IT関連への投資意欲後退等により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 配当政策について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中）

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため過去において配当は実施しておりませんが、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しております。

今後につきましては、財務体質の強化を図りつつ、財政状態及び経営成績と内部留保のバランスを勘案し、配当の実施を検討する方針であります。しかしながら、当社の経営成績が事業計画どおり進捗しない場合ある

いは当社の経営成績が悪化した場合等には、配当を実施しない可能性があります。

③ 訴訟について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社は、本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、クライアント等から当社が提供するサービスの不備、不具合及び個人情報の漏洩等により訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ インターネット等による風評被害について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：中）

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、掲示板や比較サイトへの投稿が多くなっております。意図的に噂や憶測、評判等のあいまいな情報を流す、又は何らかの事件事故等の発生に伴う風評により、当社に対する誤解、誤認及び誇大解釈等が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 大株主について（発生可能性：低 時期：特定時期なし 影響度：小）

当社の主要株主であり代表取締役会長である福富七海は、当社株式の半数近くを所有する主要株主であります。同氏は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針であります。また、当社としても同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情によって、同氏の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第35期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は3,870,963千円となり、前事業年度末に比べ877,768千円増加いたしました。これは主に、当社の主力商品である「ソナーサービス」等の受注が順調に推移したことにより現金及び預金が793,643千円、売掛金が36,322千円増加し、当社の認知度向上のための広告宣伝費の前払い等により前払費用が27,005千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は1,070,902千円となり、前事業年度末に比べ118,297千円増加いたしました。これは主に、事務所等の原状回復費用に関する見積りの変更に伴う簡便的な取扱いから原則的な取扱いに変更したこと等により建物が188,989千円、敷金及び保証金が31,513千円増加し、工具、器具及び備品が35,557千円増加しましたが、減価償却費の計上等により減価償却累計額が56,899千円増加し、ソフトウェアが20,417千円減少し、税務上の繰越欠損金の利用により繰延税金資産が72,105千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当事業年度末における流動負債は1,989,508千円となり、前事業年度末に比べ233,758千円増加いたしました。これは主に、システム開発等の外注費は増加したものの、データ仕入額は減少した等により買掛金が144,268千円、新規に長期の借入契約を行っておらず、約定返済により1年内返済予定の長期借入金が130,056千円減少しましたが、当社の主力商品である「ソナーサービス」等の年間使用料等の受注が順調に推移したことで前受収益が206,000千円、従業員等が順調に増加したため、人件費等が増加したことにより未払費用が84,100千円、売上が順調に増加し課税所得が増加したことにより未払法人税等が207,810千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は293,817千円となり、前事業年度末に比べ132,143千円増加いたしました。これは、新規に長期の借入契約を行っておらず、約定返済により長期借入金が99,973千円減少しましたが、事務所等の原状回復費用に関する見積りの変更に伴う簡便的な取扱いから原則的な取扱いに変更したことにより資産除去債務が232,116千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、2,283,325千円となり、前事業年度末に比べ365,902千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は2,658,540千円となり、前事業年度末に比べ630,164千円増加いたしました。これは、新株予約権が3,992千円減少しましたが、当期純利益の計上により利益剰余金が634,157千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、4,941,866千円となり、前事業年度末に比べ996,066千円増加いたしました。

第36期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は4,845,989千円となり、前事業年度末に比べ975,025千円増加いたしました。これは主に、当社の主力商品である「ソナーサービス」等の受注が順調に推移したことで現金及び預金が834,587千円、売掛金が126,175千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は1,558,667千円となり、前事業年度末に比べ487,765千円増加いたしました。これは主に、本社移転に伴い移転先の本社オフィスの賃貸借契約にあたり敷金を差し入れたこと等により敷金及び保証金が505,303千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、6,404,656千円となり、前事業年度末に比べ1,462,790千円増加いたしました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は2,880,907千円となり、前事業年度末に比べ891,399千円増加いたしました。これは主に、当社の主力商品である「ソナーサービス」等の年間使用料等の受注が順調に推移したことにより前受収益が870,762千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は412,518千円となり、前事業年度末に比べ118,701千円増加いたしました。これは主に、新規に長期の借入契約を行っておらず、約定返済により長期借入金が41,663千円減少いたしました。金融機関が引受けとなる私募債の発行を行ったことにより社債が80,000千円、本社移転の決定に伴い、本社移転に伴い発生が見込まれる費用に備えるため計上した本社移転損失引当金が79,101千円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は3,293,426千円となり、前事業年度末に比べ1,010,100千円増加いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は3,111,230千円となり、前事業年度末に比べ452,689千円増加いたしました。これは利益剰余金が452,689千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第35期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する中、個人消費の回復に加え、高水準の企業業績を背景に設備投資意欲の高まりなど、景気は緩やかな回復基調にありました。しかしながら、物価上昇が続いていることに加え、国内外の政治情勢や為替変動等の影響、人材不足が国内景気を下押しするリスクがあり、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

その一方で、多種多様な業界でDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や、生成AIの普及などによるデジタル化が加速していることから、企業や自治体のIT投資意欲は、引き続き堅調に推移するものと見込まれます。

また、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査（2024年11月分確報）」によりますと、当社が属する情報サービス産業の2024年11月売上高は、前年同月比で6.0%増の1兆3,068億円となっており、引き続き、市場全体として拡大傾向にあります。

このような状況の中、当社は独自構築した法人企業データベース「LBC」の活用による、企業のデータベースマーケティングを支援しております。製品・サービス力の拡充により、既存顧客との関係維持、満足度の向上を図るとともに、新規顧客の開拓による顧客基盤の拡大を推進しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は6,074,883千円（前年同期比20.6%増）、営業利益は910,962千円（前年同期比688.5%増）、経常利益は909,190千円（前年同期比633.2%増）、当期純利益は634,157千円（前年同期比748.5%増）となりました。

なお、当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第36期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やそれに伴う個人消費の持ち直しにより、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、米国の通商政策をはじめとする不安定な国際情勢に加え、原材料やエネルギー価格の高騰に伴う物価上昇が継続しており、景気の下振れリスクが高まっており、依然として先行きは不透明であり、予断を許さない状況が続いております。

その一方で、多種多様な業界でDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や、生成AIの普及などによるデジタル化が加速していることから、企業や自治体のIT投資意欲は、引き続き堅調に推移するものと見込まれ、2025年6月23日公表の総務省統計局の「サービス産業動態統計調査（2025年4月分速報）」によると、インターネット附随サービス業の2025年4月の月間売上高は前年同月比6.4%増となっており、プラス成長は継続しております。企業や自治体のDX推進や、情報セキュリティ等の取り組みは依然として重要度が高く、IT投資への意欲は継続し、引き続き市場は拡大していくと予測しております。

このような状況の中、当社は独自構築した法人企業データベース「LBC」の活用による、企業のデータベースマーケティングを支援しております。製品・サービス力の拡充により、既存顧客との関係維持、満足度の向上を図るとともに、新規顧客の開拓による顧客基盤の拡大を推進しました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は3,584,126千円、営業利益は821,310千円、経常利益は820,827千円、中間純利益は452,689千円となりました。

なお、当社はデータベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第35期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は3,222,573千円となり、前事業年度末と比べ793,643千円増加いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の獲得は、1,251,218千円（前年同期は666,953千円の獲得）となりました。これは主に、仕入債務の減少額が144,268千円（前年同期は仕入債務の増加額232,568千円）ありましたが、税引前当期純利益が915,798千円（前年同期比797,049千円の増加）、減価償却費が229,423千円（前年同期比26,167千円の増加）、前受収益の増加額が206,000千円（前年同期比47,363千円の増加）あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の使用は、225,795千円（前年同期は251,708千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が83,200千円（前年同期は101,932千円の使用）及び無形固定資産の取得による支出が137,963千円（前年同期は154,142千円の使用）あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の使用は、230,029千円（前年同期は239,988千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が230,029千円（前年同期は239,988千円の使用）あったことによるものであります。

第36期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ833,787千円増加し、4,056,361千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の獲得は、1,392,067千円となりました。これは主に売上債権の増加額が126,175千円ありましたが、税引前中間純利益が699,619千円、前受収益の増加額が870,762千円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の使用は、596,021千円となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出が507,658千円、無形固定資産の取得による支出が73,235千円、有形固定資産の取得による支出が16,681千円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の獲得は、37,246千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出が61,644千円ありましたが、社債の発行による収入が98,890千円あったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社は、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

第35期事業年度及び第36期中間会計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はデータベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

サービスの名称	第35期事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	前年同期比 (%)	第36期中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
データベースマーケティング売上(千円)	6,074,883	120.6	3,584,126

(注) 最近2事業年度及び中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が100分の10以上ではないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ. 財政状態の状況の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態の状況」に記載しております。

ロ. 経営成績の状況の分析

第35期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(売上高)

当事業年度における売上高は6,074,883千円（前年同期比20.6%増）となりました。これは主に、「ユーソーナ」の継続利用に対する売上や継続的な「データ提供」に対する売上の増加によるものであります。

(売上原価・売上総利益)

当事業年度における売上原価は2,316,382千円(前年同期比6.4%増)となりました。これは主に、システム開発等による外注費の増加や従業員の増加等による労務費が増加した等によります。その結果、売上総利益は3,758,500千円(前年同期比31.3%増)となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、2,847,538千円(前年同期比3.7%増)となりました。これは主に、従業員数の増加による人件費の増加やシステム使用にかかるライセンス料の増加によるものであります。その結果、営業利益は910,962千円(前年同期比688.5%増)となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当事業年度における営業外収益は3,468千円となりました。これは主に、雇用調整金等の補助金収入の計上によります。一方、営業外費用は5,240千円となりました。これは主に、借入金に対する支払利息の計上によります。その結果、経常利益は909,190千円(前年同期比633.2%増)となりました。

(特別利益・当期純利益)

当事業年度における特別利益は6,608千円となりました。これは主に、新株予約権の失効に伴う新株予約権戻入益の計上によります。法人税、住民税及び事業税209,536千円及び法人税等調整額72,105千円を計上した結果、当期純利益は634,157千円(前年同期比748.5%増)となりました。

第36期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(売上高)

当中間会計期間における売上高は3,584,126千円となりました。これは主に、「LBC」及び「ユーソナー」の導入・設定費用や利用料の受注が順調に推移したことによります。

(売上原価・売上総利益)

当中間会計期間における売上原価は1,302,091千円となりました。これは主に、データベース仕入やシステム開発等の外注費の計上等によります。その結果、売上総利益は2,282,034千円となりました。

(販売費及び一般管理費・営業利益)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は1,460,724千円となりました。これは主に、順調な採用活動による従業員等の増加による人件費の計上や認知度の向上を目的とした広告宣伝費の計上等によるものであります。その結果、営業利益は821,310千円となりました。

(営業外収益・営業外費用・経常利益)

当中間会計期間における営業外収益は2,223千円となりました。これは主に、銀行預金からの受取利息によります。一方、営業外費用は2,707千円となりました。これは主に、借入金に対する支払利息及び私募債発行による社債発行費によります。その結果、経常利益は820,827千円となりました。

(特別損失・中間純利益)

当中間会計期間における特別損失は121,207千円となりました。これは、本社移転の決定に伴う本社移転費用の計上によります。法人税、住民税及び事業税291,120千円及び法人税等調整額△44,190千円を計上した結果、中間純利益は452,689千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。当社の資金需要は、事業規模拡大に係る人件費やデータベースを維持管理するための費用が主なものであります。財政状態等を勘案しながら必要に応じて金融機関からの借入による資金調達を行っておりますが、翌年度における借入計画はありません。

なお、第35期事業年度末における有利子負債(借入金)残高は306,674千円であり、現金及び現金同等物の残高は3,222,573千円でありますので、当社では必要な事業資金は十分に確保していると認識しており、さらに取引銀行と当座借越契約を締結し、急な資金需要や不測の事態にも備えております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、採用した会計方針及びその運用方法並びに見積りの評価については、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照ください。

④ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗について

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（5）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、売上高、経常利益に加え、ソナーサービスのARR、契約件数、ARPU、及びChurn Rateを重要な指標としております。当社は各指標について取締役会において、進捗状況のモニタリングを実施しており、大きな変動がある場合は当該要因分析を行っております。当中間会計期間においては、現時点において大きな変動が生じるような事象は確認されておらず、各種指標、業績と共に好調に推移しており、今後も順調に推移するものと認識しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第35期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度に行った設備投資の総額は190,748千円であり、その主なものは仮想デスクトップ環境の整備による工具、器具及び備品の取得50,743千円、ソフトウェアの開発費用134,615千円であります。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

第36期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間会計期間に行った設備投資の総額は89,813千円であり、その主なものは仮想デスクトップ環境の増強等による工具、器具及び備品の取得16,729千円、ソフトウェアの開発費用73,084千円であります。

なお、当中間会計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備	276,691	6,303	111,167	324,111	7,705	725,979	223 (73)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（委任型執行役員を除く。また、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は192,394千円です。
3. 当社の事業は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2025年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

当社は、2025年3月28日開催の臨時取締役会において本社を移転することを決議しました。本社移転に伴い設備の新設を見込んでおりますが、具体的な投資金額は未確定であります。

(2) 重要な設備の除却等

「2 主要な設備の状況」に記載している本社の建物等の一部については、本社移転の予定年月までに全額を償却等する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	34,748,000
計	34,748,000

- (注) 1. 2025年6月24日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会及び甲種種類株主総会並びに乙種種類株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、種類株式に関する定款の定めを廃止するとともに、発行可能株式総数を22,748株増加し、34,748株といたしました。
2. 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議に基づき、2025年7月10日付で株式分割に伴う定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は34,748株から34,713,252株増加し、34,748,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,687,000	非上場	注3、4
計	8,687,000	—	—

- (注) 1. 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は8,678,313株増加し、8,687,000株となっております。
2. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、同日付で株式の譲渡制限を廃止いたしました。
3. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、2025年7月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
5. 甲種種類株式及び乙種種類株式のすべてについて、2025年6月24日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会及び甲種種類株主総会並びに乙種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、種類株式に関する定款の定めを廃止し、全ての種類株式の内容を変更して普通株式の内容と同一としております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

なお、第1回新株予約権は、新株予約権付与対象者の権利放棄により、2024年6月28日付でその全てが失効しております。当初、当社の企業価値増大を図ることを目的に、当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役及び従業員のインセンティブ・プランとして、コタエル信託（株）を受託者として「時価発行新株予約権信託®」を設定し、2022年5月25日臨時株主総会決議に基づき第1回新株予約権を発行しておりました。しかしながら、当初想定していたインセンティブ効果が得られないことが判明したため、第1回新株予約権については失効させることとし、2024年6月28日付で新株予約権の付与対象者かつ時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託（株）から全株権利放棄した旨の通知を受け、同日付で全てが失効されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年2月1日 (注) 1	普通株式 △1,738 甲種種類株式 1,738	普通株式 6,949 甲種種類株式 1,738	—	466,335	—	105,456
2021年5月17日 (注) 2	—	普通株式 6,949 甲種種類株式 1,738	△366,335	100,000	—	105,456
2022年12月15日 (注) 3	普通株式 △868 乙種種類株式 868	普通株式 6,081 甲種種類株式 1,738 乙種種類株式 868	—	100,000	—	105,456
2025年6月24日 (注) 4	普通株式 2,606 甲種種類株式 △1,738 乙種種類株式 △868	普通株式 8,687	—	100,000	—	105,456
2025年7月10日 (注) 5	普通株式 8,678,313	普通株式 8,687,000	—	100,000	—	105,456

- (注) 1. 全株主との合意に基づき、2021年2月1日付で普通株式の一部を甲種種類株式に変更しております。
2. 2021年4月9日開催の臨時株主総会決議により、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振替えております（減資割合78.6%）。
3. 全株主との合意に基づき、2022年12月15日付で普通株式の一部を乙種種類株式に変更しております。
4. 2025年6月24日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会及び甲種種類株主総会並びに乙種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、甲種種類株式及び乙種種類株式に関する定款の定めを廃止し、同日付で甲種種類株式及び乙種種類株式を普通株式へ変更しております。
5. 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	1	－	－	3	5	－
所有株式数 （単元）	－	8,680	－	600	－	－	77,590	86,870	－
所有株式数の割合（％）	－	10.0	－	0.7	－	－	89.3	100	－

- (注) 1. 自己株式869,000株は、「個人その他」に8,690単元を含めて記載しております。
2. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議により定款を変更し、2025年7月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 869,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,818,000	78,180	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,687,000	—	—
総株主の議決権	—	78,180	—

- (注) 1. 2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議により定款を変更し、2025年7月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が8,678,313株増加しております。これに伴い、完全議決権株式 (自己株式等) の株式数は普通株式869,000株、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式7,818,000株、議決権の数は78,180個、発行済株式総数の株式数は8,687,000株、総株主の議決権の数は78,180個となっております。

② 【自己株式等】

2025年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ユーザー株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	869,000	—	869,000	10.0
計	—	869,000	—	869,000	10.0

- (注) 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （ — ）	—	—	—	—
保有自己株式数	869,000	—	869,000	—

(注) 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。なお、上記の株式数は当該株式分割後の株式数で記載しております。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としては、財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会であります。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化を図りながら、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性及び透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充し、徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を目的として、2024年3月29日開催の第34期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社では、効果的かつ効率的な企業経営システムを構築し、常に組織の見直しと諸制度の整備に取り組んでおります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち社外取締役4名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の取締役13名（常勤取締役6名、社外取締役7名）で構成しております。社外取締役には、企業法務及びコンプライアンスに精通する法律専門家並びに財務及び会計に精通する者等を招聘し、各自の豊富な経験に基づく企業経営に関する知見を活用するとともに、より広い視野に基づいた経営意思決定と客観的かつ専門的な視点から経営監督及び取締役の職務執行の監査・監督を可能とする体制作りを推進しております。

取締役会は、原則として月1回開催される定時取締役会のほか、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

議長：代表取締役社長 長竹克仁

構成員：代表取締役会長 福富七海、取締役CIO 置田富士夫、取締役CLO 羽根田紀子、取締役 北澤光剛、取締役 小林良樹（社外取締役）、取締役 岩本隆（社外取締役）、取締役 河合浩代（社外取締役）、取締役 森詩絵里（社外取締役）、取締役監査等委員 工藤遥香、取締役監査等委員 鶴見真利子（社外取締役）、取締役監査等委員 小林仁子（社外取締役）、取締役監査等委員 黒須篤夫（社外取締役）

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）によって構成しております。監査等委員である取締役には公認会計士として税務全般・企業会計に精通する者及び損害保険会社と関連子会社において会社経営、監査業務などの要職を歴任し、内部監査における豊富な経験と幅広い知見を有する者が含まれており、各々の職業倫理の観点で経営監視が行われる体制を整備しております。

監査等委員である取締役は、取締役会その他において、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む日常的活動の監査・監督を行うため、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、内部監査室及び会計監査人との打ち合わせも設け、監査に必要な情報の共有化を図っています。

議長：取締役監査等委員 工藤遥香

構成員：取締役監査等委員 鶴見真利子（社外取締役）、取締役監査等委員 小林仁子（社外取締役）、取締役監査等委員 黒須篤夫（社外取締役）

(c) 会計監査人

当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

(d) 報酬委員会

当社は、取締役の役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は社外取締役2名、業務執行取締役1名の計3名で構成しております。

なお、報酬委員会の構成員の役職名及び氏名は以下のとおりです。

委員長：取締役CLO 羽根田 紀子

委員：社外取締役 河合 浩代

委員：社外取締役 監査等委員 小林 仁子

(e) 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役会長直轄の内部監査室が担当しており、必要に応じて代表取締役会長から命ぜられた他の部署の者が補助できることとしております。「内部監査規程」に基づく各業務執行部門に対する監査を実施計画に基づいて定期的に行っております。

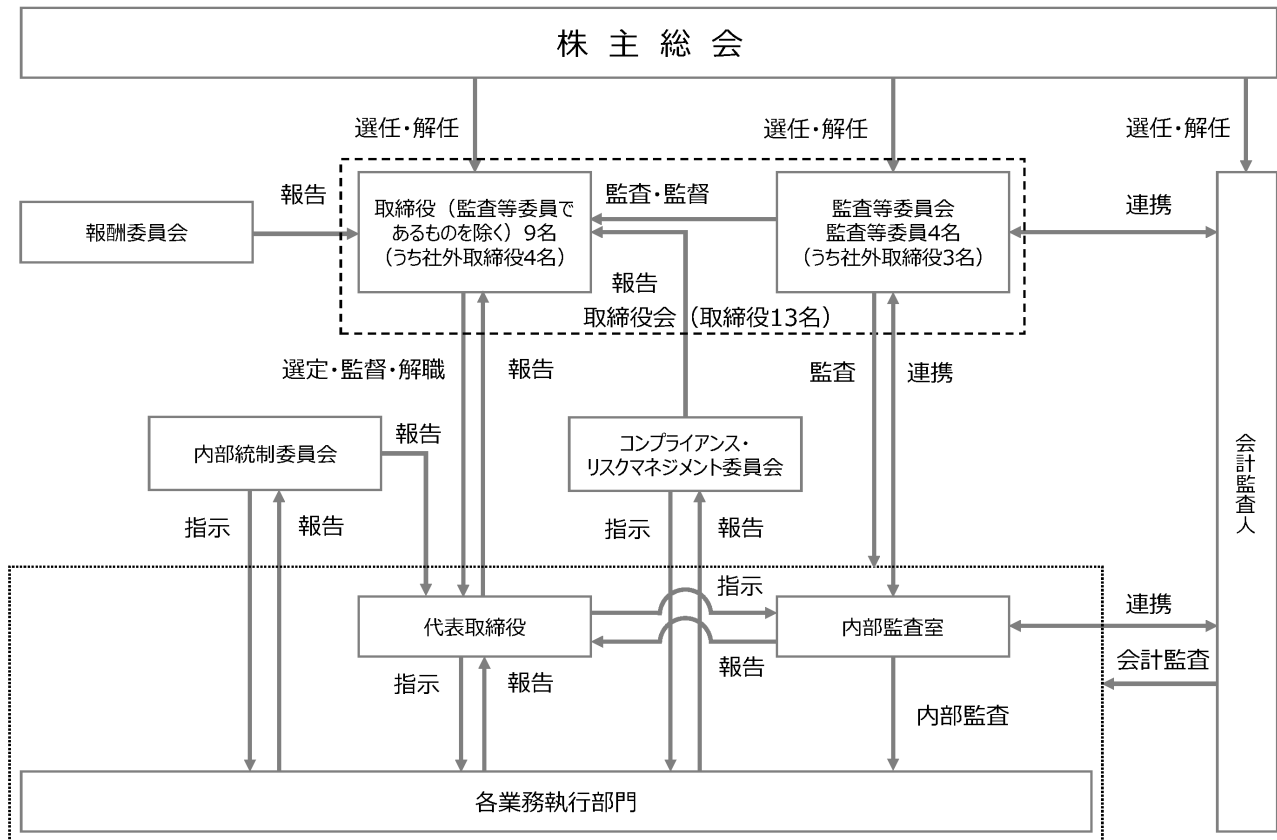
(f) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

当社は、代表取締役会長を委員長とし、取締役CLO（チーフリーガルオフィサー）、各部門長、内部監査室長のほか、監査等委員である取締役、事務局である管理本部員で構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会は、原則四半期ごとに定例開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。同委員会では、緊急事態が発生した場合の対応を行うほか、当社のコンプライアンス及びリスクの管理に係る事項の検討、審議を行い、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理体制の構築を図っております。

(g) 内部統制委員会

当社は、内部統制のため、代表取締役会長の直轄組織として内部統制委員会を設置し、原則として半期ごとに開催しております。内部統制委員会は、代表取締役会長を委員長とし、各部門長、管理本部員及び内部監査室長が委員となっております。また、監査等委員会と緊密に連携し、適時適切に意見交換を行い、内部統制の実効性を高めることとします。内部統制委員会では、正確で信頼性のある財務報告を作成するための内部統制を適切に整備、運用及び維持するために審議及び検討を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は経営理念等、コンプライアンス体制に関わる「コンプライアンス・リスク管理規程」等を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- ② コンプライアンスを横断的に統括するコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図っております。
- ③ 内部監査室長は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役会長に報告するものとしております。
- ④ 当社内における法令遵守上疑義がある行為については、外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ることとしております。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理しております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。発生時につきましては、「リスク対応規程」により早期に対応することとしております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度の導入により、監督責任と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項が全て付議され決定されるとともに、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実に努めております。

(e) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、正確で信頼性のある財務報告を作成するための内部統制を適切な整備、運用及び維持を目的とし、「財務報告に係る内部統制についての基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

(f) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、補助者という。）に関する事項並びに補助者の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社には、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、合理的な範囲で配置することとしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査等委員会の同意を得ることにより監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとしたします。

(g) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する事項

- ① 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、法令に定められた事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその他監査等委員の職務遂行上必要なものとして求められた事項について、速やかに監査等委員に報告することとしております。
- ② 内部監査担当者は、監査等委員会に対して、適宜担当職務の執行状況を報告しております。
- ③ 当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行いません。

(h) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払、又は償還の手続その他の当該職務について生じる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い速やかに処理することとしております。

(i) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができることとしております。
- ② 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、監査等委員の求めに応じ、監査の職務遂行上、必要なヒアリングの実施に協力しております。
- ③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員の求めに応じ、監査等委員と随時意見交換を実施し、相互の意思疎通を図るとともに、監査等委員監査が実効的に行われる体制を構築しております。
- ④ 監査等委員の職務執行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備しております。
- ⑤ 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と内部統制の状況等について意見交換を行い、相互連携を図っております。
- ⑥ 監査等委員が前号の費用その他その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに、当該費用又は債務を処理しております。また、監査等委員の職務に必要な費用を負担するため一定額の予算を設けております。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社のコンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、原則四半期ごとに委員会メンバーが内部監査室長と相互に連携を取りながらコンプライアンスの遵守状況及びリスク、問題点について一定の検討を行った上で、委員長である代表取締役会長を中心として、取締役会にて情報共有及び改善策等の審議を行っております。

c. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

e. 役員との間で締結している補償契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社社員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしております。

- ・ 争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・ 当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分
- ・ 被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部又、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部または一部を返還することとしております。
- ・ 被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部
- ・ 本契約に基づき補償を受けた費用等の全部又は一部について補償を受けることができないことが判明した場合には、補償を受けた費用等のうち本契約に基づき補償を受けることができない部分
- ・ 当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から填補を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該填補を受けた部分

f. 役員を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である者を除く。）、監査等委員である取締役であり、取締役会決議により被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には填補の対象としないこととしております。

- ・当社及び役員等が違法に利益または便宜を得た場合
- ・法令及び当社社内規程等に違反することを認識しながら行った行為

g. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

h. 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、株主総会の円滑な運営を行うため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

j. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることを定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

k. 自己株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式取得を目的とするものであります。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役会の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会出席状況
代表取締役会長	福富 七海	全14回中14回 (100%)
代表取締役社長	長竹 克仁	全14回中14回 (100%)
代表取締役共同社長	大谷 栄一	全 6 回中 5 回 (83.3%)
取締役CIO	置田 富士夫	全14回中14回 (100%)
取締役CLO	羽根田 紀子	全14回中14回 (100%)
取締役	北澤 光剛	全 4 回中 4 回 (100%)
社外取締役	小林 良樹	全14回中14回 (100%)
社外取締役	後藤 伸之	全 3 回中 3 回 (100%)
社外取締役	諸岡 正義	全 3 回中 3 回 (100%)
社外取締役	関 啓介	全 3 回中 3 回 (100%)
社外取締役	岩本 隆	全11回中11回 (100%)
社外取締役	武井 涼子	全11回中10回 (91.1%)
社外取締役	河合 浩代	全11回中11回 (100%)
社外取締役	森 詩絵里	全 4 回中 4 回 (100%)
取締役（常勤監査等委員）	工藤 遥香	全14回中14回 (100%)
社外取締役（監査等委員）	桑田 由梨子	全13回中13回 (100%)
社外取締役（監査等委員）	鶴見 真利子	全14回中14回 (100%)
社外取締役（監査等委員）	小林 仁子	全 4 回中 4 回 (100%)

- (注) 1. 後藤伸之氏、諸岡正義氏及び関啓介氏は、2024年3月29日開催の第34回定時株主総会をもって任期満了により退任いたしました。
2. 岩本隆氏、武井涼子氏、河合浩代氏は、2024年3月29日開催の第34回定時株主総会において、新たに選任されました。
3. 2024年3月29日開催の第34期定時株主総会にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているため、工藤遥香氏、桑田由梨子氏及び鶴見真利子氏の出席状況のうち、当該移行前の3回は監査役として出席しております。
4. 大谷栄一氏は、一身上の都合により2024年5月24日付で退任しております。なお、役職名は退任当時の役職名を記載しております。
5. 北澤光剛氏、森詩絵里氏及び小林仁子氏は、2024年9月30日開催の臨時株主総会において、新たに選任されました。
6. 桑田由梨子氏は、一身上の都合により2024年11月30日付で退任しております。なお、役職名は退任当時の役職名を記載しております。
7. 武井涼子氏は、2025年3月28日開催の第35回定時株主総会をもって任期満了により退任いたしました。

取締役会における具体的な検討事項は、年度予算・中期経営計画の策定、社内規程の制定・改定、広告投資、組織変更及び人事異動、データベース仕入れ、その他の重要な業務執行に関する事項等であります。

⑤ 報酬委員会の活動状況

最近事業年度において当社は報酬委員会を1回開催しており、社外取締役2名、業務執行取締役1名の計3名が出席し、取締役の役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し決定しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 6名 (役員のうち女性の比率46.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	福富 七海	1954年 8 月 5 日生	1976年 2 月 兵庫県環境衛生同業組合事務局入局 1981年 2 月 (株) ローソン入社 1986年11月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ (株) 入社 1990年 9 月 当社設立、代表取締役社長就任 2001年11月 代表取締役CEO就任 2012年 6 月 代表取締役社長就任 2019年 2 月 代表取締役会長兼CEO就任 2022年 9 月 代表取締役会長就任 (現任)	(注) 3	5, 152, 000
代表取締役社長	長竹 克仁	1975年10月23日生	2000年 4 月 当社入社 2014年 7 月 企画グループ 執行役員就任 2019年 2 月 代表取締役社長兼COO就任 2022年 9 月 代表取締役共同社長就任 2024年 6 月 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	—
取締役CIO	置田 富士夫	1962年 5 月14日生	1981年 4 月 カネボウ (株) 入社 1987年 1 月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ (株) 入社 1990年 9 月 (株) ハチレイハチロク設立 1991年 3 月 当社入社 1991年11月 常務取締役就任 2000年 1 月 取締役CIO就任 (現任)	(注) 3	—
取締役CLO	羽根田 紀子	1976年 3 月 2 日生	2000年 4 月 当社入社 2014年 7 月 管理本部 執行役員就任 2020年 3 月 取締役CHRO就任 2022年12月 取締役CLO就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	北澤 光剛	1980年 8 月11日生	2003年 4 月 当社入社 2011年 6 月 日清紡ホールディングス (株) 入社 2024年 8 月 当社入社 管理本部 執行役員就任 2024年 9 月 取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	小林 良樹	1964年 2 月27日生	1987年 4 月 警察庁入庁 2007年 9 月 警察庁 長官官房総務課政策企画官就任 2013年 3 月 高知県警察本部 本部長就任 2018年 4 月 防衛大学校 総合安全保障研究科 非常勤 講師就任 (現任) 2018年 7 月 内閣官房 内閣情報調査室内閣審議官 (内 閣情報分析官) 就任 2019年 4 月 明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究 科 特任教授就任 (現任) 2019年 9 月 芝浦工業大学 デザイン工学部 非常勤講 師就任 (現任) 2021年 3 月 当社取締役就任 (現任) 2021年 4 月 デジタルハリウッド大学 デジタルコミュ ニケーション学部 客員教授就任 (現任) 2021年 4 月 京都産業大学 社会安全・警察研究所 客 員研究員就任 2021年 4 月 参議院事務局 企画調整室客員調査員就任 2023年 4 月 千葉経済大学 経済学部非常勤講師就任 (現任) 2025年 4 月 情報セキュリティ大学院大学 客員教授就 任 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	岩本 隆	1965年1月16日生	1995年7月 日本モトローラ（株）入社 1998年8月 日本ルーセント・テクノロジー（株）入社 主任研究員就任 2000年1月 ノキア・ジャパン（株）入社 アシスタン トリサーチマネージャー就任 2000年7月 同社ノキア・リサーチセンター リサーチ マネージャー就任 2002年1月 （株）ドリームインキュベータ入社 シニ アマネージャー就任 2006年6月 同社執行役員就任 2006年9月 KIパートナーズ（株） 代表取締役社長就 任（現任） 2012年6月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 特任 教授就任 2018年9月 山形大学学術研究院 産学連携教授就任 2019年3月 エイチエスティ・ビジョン（株）社外取締 役就任 2022年12月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授就任（現任） 2023年4月 山形大学 客員教授就任（現任） 2024年3月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	河合 浩代	1970年8月8日生	1998年11月 ベンフィールド・グループ入社 2002年4月 国立研究開発法人 情報通信研究機構入社 2005年12月 野村證券（株）入社 2008年2月 エーオン・リスク・サービス・ジャパン （株）入社 2010年10月 CLS銀行入行 2016年3月 キリバ・ジャパン（株）入社 2017年3月 アイテ・グループ入社 2018年10月 NTTデータFA保険システムズ・ジャパン （株）入社 2020年10月 ウィプロ・ジャパン（株）入社 2023年11月 日本タタ・コンサルタンシー・サービス （株）入社 2024年3月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	森 詩絵里	1989年3月29日生	2015年1月 弁護士登録 2015年1月 馬場・澤田法律事務所入所 2017年11月 K&L Gates外国法共同事業法律事務所入所 2018年10月 インテグラル法律事務所入所（現任） （株）ビジョン 社外取締役就任（現任） 2024年3月 LiME（株） 社外監査役就任（現任） 2024年8月 当社取締役就任（現任） 2024年9月 （株）網屋 社外監査役就任（現任） 2025年3月 （株）Warranty technology 社外監査役 就任（現任）	(注) 3	—
取締役 (常勤監査等委員)	工藤 遥香	1995年10月2日生	2018年4月 当社入社 2022年12月 常勤監査役就任 2024年3月 取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	鶴見 真利子	1971年 6 月 22 日生	1995年 4 月 商工組合中央金庫（現（株）商工組合中央金庫）入庫 2008年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2022年 2 月 鶴見真利子公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 2022年 7 月 （株）MiL 内部監査室長 2022年 9 月 （株）カーセブンデジフィールド 社外監査役就任（現任） 2022年12月 当社監査役就任 2024年 3 月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年 6 月 藤倉コンボジット（株） 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年 6 月 （株）エーアンドエーマテリアル 社外監査役就任（現任）	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	小林 仁子	1980年 6 月 3 日生	2005年 6 月 水垣公認会計士事務所入所 2007年 1 月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2010年 7 月 公認会計士登録 2011年 7 月 小林孝雄税理士事務所入所（現任） 2011年 7 月 小林仁子公認会計士事務所開設所長就任（現任） 2011年 9 月 税理士登録 2022年10月 （株）ニッソウ 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年12月 オブティメッドホールディングス（株）社外監査役就任（現任） 2022年12月 （株）サン・システム 社外監査役就任（現任） 2022年12月 オブティメッドあいず（株） 社外監査役就任（現任） 2024年 9 月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2025年 3 月 株式会社ストラテジーテック・コンサルティング 社外監査役就任（現任） 2025年 5 月 株式会社STホールディングス 社外監査役就任（現任）	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	黒須 篤夫	1955年 5 月 3 日生	1979年 4 月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社 2010年 7 月 東京海上日動火災保険株式会社 理事 内部監査部長 就任 2013年 7 月 東京海上日動サミュエル株式会社（現東京海上日動バッテリーライフサービス株式会社）取締役社長就任 2016年 4 月 独立行政法人労働者健康安全機構 常勤監事就任 2020年 2 月 株式会社FPパートナー 社外監査役就任 2025年 3 月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 6	—
計					5,152,000

- (注) 1. 2024年 3 月 29 日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 小林良樹氏、岩本隆氏、河合浩代氏、森詩絵里氏、鶴見真利子氏、小林仁子氏及び黒須篤夫氏は、社外取締役であります。
3. 2025年 3 月 28 日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年 3 月 29 日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2024年 9 月 30 日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 2025年 3 月 28 日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 森詩絵里氏は、婚姻により佐藤姓となりましたが、弁護士などの業務を旧姓の森で行っております。
8. 鶴見真利子氏は、婚姻により小林姓となりましたが、公認会計士などの業務を旧姓の鶴見で行っております。

す。

9. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の状況は次のとおりであります。

役職名	氏名
営業本部 既存・代理店グループ 常務執行役員兼営業本部長	池田 隆史
DC本部 調査グループ 常務執行役員	松本 章
管理本部 MXグループ事業開発長 常務執行役員	吉川 大基
管理本部 経理グループ 常務執行役員CFO	小林 寿之
営業本部 CDIグループ 執行役員	筒井 直樹
営業本部 企画グループ 執行役員	鈴木 彩乃
営業本部 探索グループ 執行役員	戸叶 勝利
営業本部 探索グループ 執行役員	樋代 周平
管理本部 経理グループ 財務チーム 執行役員	田原 佐和子
営業本部 DXグループ 執行役員	湯浅 将史
営業本部 CSISグループ 執行役員	兼平 篤
DC本部 調査グループ 執行役員	長澤 紘子
DC本部 ソナーグループ 執行役員	山本 友和
営業本部 社長室 執行役員	藺 貴司
営業本部 既存・代理店グループ 執行役員	山田 真一
営業本部 DXグループ 執行役員	田口 晋一郎

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役を7名選任しております。

社外取締役の小林良樹氏は、防衛大学校、明治大学、芝浦工業大学等の非常勤講師等を歴任されており、豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の岩本隆氏は、慶應義塾大学大学院、山形大学の教授を歴任されており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の河合浩代氏は、これまでの数々の経歴で培われたマーケティング及びシステム等に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の森詩絵里氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外取締役として監督機能を十分に発揮し、当社の成長及び価値向上に貢献することが期待できると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の鶴見真利子氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、社外取締役として監査・監督機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、社外取締役に選任しております。

社外取締役の小林仁子氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、社外取締役として監査・監督機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、社外取締役に選任しております。

社外取締役の黒須篤夫氏は、損害保険会社と関連子会社において会社経営、監査業務などの要職を歴任し、内部監査における豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として監査・監督機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、社外取締役に選任しております。

なお、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

また、当社において、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しまして、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③ 社外取締役及び監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、取締役会に出席し、経営者の業務執行を監督しております。

社外取締役は、取締役会を通じて会計監査及び内部監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合わせを実施し、相互連携を図っております。

監査等委員である社外取締役は、期初に策定した監査計画に基づき、取締役の意思決定に関する善管注意義務、忠実義務等の履行状況を含む職務執行状況の監査、内部統制システムの整備・運営状況の監査等を実施しております。

内部監査室は、監査等委員会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役会長及び監査等委員会にその結果を報告しております。

また、監査等委員である社外取締役、内部監査室及び会計監査人が参加する三様監査を定期的に行い、相互の情報連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

a. 監査等委員監査の組織、人員及び手続

当社は監査等委員会設置会社であり、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員3名で構成されております。監査等委員はガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

社外取締役鶴見真利子氏は、公認会計士として税務全般・企業会計に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。社外取締役小林仁子氏は、公認会計士及び税理士として税務全般・企業会計に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。社外取締役黒須篤夫氏は、損害保険会社と関連子会社において会社経営、監査業務などの要職を歴任し、内部監査における豊富な経験と幅広い知見を有しております。

また、監査等委員は監査等委員会を開催し、監査等委員間での情報共有を行っております。監査等委員会における具体的な検討内容は、当事業年度の監査方針及び監査計画並びに監査等委員の業務分担、監査等委員監査の状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選任、各監査等委員の監査結果に基づく監査等委員会監査報告などであります。

監査等委員会は、監査の方針、基準、年間監査計画等を決定し、監査等委員監査の状況や主要会議の審議状況等の報告を受けております。また、常勤監査等委員は、社内での重要な会議としてマネージャー会議、全体会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会、内部統制委員会、衛生委員会への出席、代表取締役との意見交換、重要な決裁書の閲覧、執行部門へのヒアリング等により監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告しております。さらに、各監査等委員が取締役会に出席し、取締役会の審議事項に対する見解を述べることを通じて取締役の職務執行の牽制を図っております。

監査等委員は、内部監査室長より監査計画を事前に受領するとともに、情報交換や監査方針及び監査結果にかかる意見交換を行う等密接な連携をとり、監査機能の向上を図っております。

b. 最近事業年度における監査等委員及び監査等委員会の活動状況

最近事業年度において監査等委員会を通常月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
工藤 遥香	15回	15回
桑田 由梨子	14回	14回
鶴見 真利子	15回	15回
小林 仁子	4回	4回

(注) 1. 2024年3月29日開催の第34期定時株主総会にて監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているため、工藤遥香氏、桑田由梨子氏及び鶴見真利子氏の出席状況のうち、当該移行前の3回は監査役として出席しております。

2. 小林仁子氏は、2024年9月30日開催の臨時株主総会において、新たに選任されました。

3. 桑田由梨子氏は、一身上の都合により2024年11月30日付で退任しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役会長直轄の内部監査室（1名）を設置して、「内部監査規程」に則り、業務監査を計画的に実施しており、課題の発見・指摘、指摘事項の改善方法を指導し、監査結果を代表取締役会長に報告しております。

被監査部門からは、監査結果改善指示事項に対する措置を報告させ、監査の実効性を高めるよう努めております。

内部監査の実効性を確保するための取組として、実施した監査結果及び更正改善結果は、取締役会及び監査等委員会に直接報告を行う仕組みはありませんが、代表取締役社長及び常勤監査等委員へ直接報告をし、意見交換を行っております。監査等委員会、内部監査、及び会計監査人の相互連携については、内部監査室長が、会計監査人からの監査報告会に同席し、監査等委員会及び会計監査人との情報共有と意見交換を図り、監査の実効性向上に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 善方 正義
指定有限責任社員 業務執行社員 伊東 朋

d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に従事した監査補助者は、公認会計士5名及びその他16名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

公益社団法人日本監査役協会公表の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、監査の品質や専門性、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等を総合的に勘案し、適任と判断したためであります。

なお、監査等委員会は会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員が会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して、独立性、監査の品質、専門能力、職業倫理、不正リスクへの配慮等の観点から評価を行っております。

なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人につきましては、これらの観点で評価し当社の会計監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
24,000	—	28,000	14,500

最近事業年度における非監査業務の内容は、SOC 2 Type 1 の報告書作成業務についての対価であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し検討した結果適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下のとおりであります。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等については、固定報酬のみで構成されており、2024年3月29日に開催した第34期定時株主総会の決議（決議時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち4名は社外取締役））に従い、年額1,000,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）とし、具体的金額、支給の時期等の決定は、過去の報酬実績や業績、及び個別の業務実績や役割を勘案して、個人別に決定するものとしており、具体的な個人別の報酬の額については、報酬委員会において決議することとしております。

監査等委員である取締役の報酬等については、固定報酬のみで構成されており、2024年9月30日開催の臨時株主総会の決議（決議時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち2名は社外取締役））に従い、年額50,000千円以内とし、監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議により個人別に決定するものとしております。

なお、本書提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9人（うち4名は社外取締役）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち3名は社外取締役）であります。

② 報酬等の内容決定に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の額については、報酬委員会にて決議しております。

当事業年度の取締役の報酬等の決定過程における報酬委員会の活動状況

2024年3月15日 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の額の決議

2024年9月30日 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の額の決議

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	89,449	89,449	—	—	—	6
監査等委員 (社外取締役を除く)	5,040	5,040	—	—	—	1
社外役員	9,800	9,800	—	—	—	8

- (注) 1. 当社は、2024年3月29日開催の第34期定時株主総会の決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2008年11月27日開催の第18期定時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は4名）であります。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2024年3月29日開催の第34期定時株主総会において、年額1,000,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役4名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第16期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年9月30日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
6. 当社は、2024年3月29日開催の第34期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、上記の「役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」については、監査役会設置会社であった期間を含めて内容を記載しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。なお、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、前事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）及び当事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するため、財務会計に関する専門誌を定期購読するなど最新情報を収集するほか、監査法人等が行う研修会等に参加し、適切な会計基準等の内容把握に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,428,930	3,222,573
売掛金	※1 342,646	※1 378,968
仕掛品	8,046	11,668
貯蔵品	2,021	6,325
前払費用	208,508	235,514
その他	3,098	15,912
貸倒引当金	△56	—
流動資産合計	2,993,194	3,870,963
固定資産		
有形固定資産		
建物	229,047	418,036
車両運搬具	10,836	9,583
工具、器具及び備品	255,962	291,520
減価償却累計額	△268,078	△324,978
有形固定資産合計	227,768	394,162
無形固定資産		
ソフトウェア	344,528	324,111
ソフトウェア仮勘定	5,751	7,705
無形固定資産合計	350,279	331,817
投資その他の資産		
長期前払費用	—	1,958
繰延税金資産	144,154	72,048
敷金及び保証金	122,402	153,915
その他	108,000	117,000
投資その他の資産合計	374,557	344,923
固定資産合計	952,605	1,070,902
資産合計	3,945,799	4,941,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	374,479	230,210
短期借入金	※3 145,000	※3 145,000
1年内返済予定の長期借入金	230,029	99,973
未払金	175,016	101,101
未払費用	97,159	181,259
未払法人税等	2,290	210,100
前受収益	※2 677,634	※2 883,634
その他	54,140	138,228
流動負債合計	1,755,749	1,989,508
固定負債		
長期借入金	161,674	61,701
資産除去債務	—	232,116
固定負債合計	161,674	293,817
負債合計	1,917,423	2,283,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	105,456	105,456
その他資本剰余金	680,921	680,921
資本剰余金合計	786,377	786,377
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,388,077	2,022,234
利益剰余金合計	1,388,077	2,022,234
自己株式	△250,072	△250,072
株主資本合計	2,024,383	2,658,540
新株予約権	3,992	—
純資産合計	2,028,376	2,658,540
負債純資産合計	3,945,799	4,941,866

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,057,161
売掛金	505,144
仕掛品	11,708
貯蔵品	8,582
前払費用	253,414
その他	9,977
流動資産合計	4,845,989
固定資産	
有形固定資産	
建物	418,036
車両運搬具	9,583
工具、器具及び備品	291,353
減価償却累計額	△387,146
有形固定資産合計	331,827
無形固定資産	
ソフトウェア	310,968
ソフトウェア仮勘定	19,363
無形固定資産合計	330,332
投資その他の資産	
長期前払費用	4,048
繰延税金資産	116,239
敷金及び保証金	659,219
その他	117,000
投資その他の資産合計	896,508
固定資産合計	1,558,667
資産合計	6,404,656

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025年6月30日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	209,138
短期借入金	145,000
1年内償還予定の社債	20,000
1年内返済予定の長期借入金	79,992
未払金	133,143
未払費用	147,482
未払法人税等	290,889
前受収益	1,754,396
その他	100,864
流動負債合計	2,880,907
固定負債	
社債	80,000
長期借入金	20,038
本社移転損失引当金	79,101
資産除去債務	233,378
固定負債合計	412,518
負債合計	3,293,426
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	786,377
利益剰余金	2,474,924
自己株式	△250,072
株主資本合計	3,111,230
純資産合計	3,111,230
負債純資産合計	6,404,656

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	※1 5,038,601	※1 6,074,883
売上原価	2,176,131	2,316,382
売上総利益	2,862,469	3,758,500
販売費及び一般管理費	※2 2,746,931	※2 2,847,538
営業利益	115,538	910,962
営業外収益		
受取利息	3,286	354
為替差益	8,495	—
補助金収入	1,865	2,940
その他	931	173
営業外収益合計	14,579	3,468
営業外費用		
支払利息	3,171	2,362
為替差損	—	1,750
固定資産除却損	2,950	1,128
営業外費用合計	6,122	5,240
経常利益	123,994	909,190
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,002	※3 2,615
新株予約権戻入益	—	3,992
特別利益合計	1,002	6,608
特別損失		
固定資産売却損	※4 6,247	—
特別損失合計	6,247	—
税引前当期純利益	118,749	915,798
法人税、住民税及び事業税	2,908	209,536
法人税等調整額	41,099	72,105
法人税等合計	44,008	281,641
当期純利益	74,741	634,157

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I データ仕入	※	802,465	36.8	657,513	28.3
II 労務費		194,274	8.9	221,884	9.6
III 経費		1,183,679	54.3	1,440,607	62.1
当期総費用		2,180,419	100.0	2,320,004	100.0
期首仕掛品棚卸高		3,759		8,046	
合計		2,184,178		2,328,051	
期末仕掛品棚卸高		8,046		11,668	
売上原価		2,176,131		2,316,382	

原価計算の方法

実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
外注費 (千円)	723,386	937,260
減価償却費 (千円)	150,033	141,621

【中間損益計算書】
(中間会計期間)

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)
売上高	3,584,126
売上原価	1,302,091
売上総利益	2,282,034
販売費及び一般管理費	※ 1 1,460,724
営業利益	821,310
営業外収益	
受取利息	1,509
為替差益	495
その他	218
営業外収益合計	2,223
営業外費用	
支払利息	1,478
社債発行費	1,109
固定資産除却損	0
その他	119
営業外費用合計	2,707
経常利益	820,827
特別損失	
本社移転費用	※ 2 121,207
特別損失合計	121,207
税引前中間純利益	699,619
法人税、住民税及び事業税	291,120
法人税等調整額	△44,190
法人税等合計	246,929
中間純利益	452,689

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	105,456	680,921	786,377	1,313,336	1,313,336	△250,072	1,949,642
当期変動額								
当期純利益					74,741	74,741		74,741
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	74,741	74,741	—	74,741
当期末残高	100,000	105,456	680,921	786,377	1,388,077	1,388,077	△250,072	2,024,383

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,992	1,953,634
当期変動額		
当期純利益		74,741
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—
当期変動額合計	—	74,741
当期末残高	3,992	2,028,376

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	105,456	680,921	786,377	1,388,077	1,388,077	△250,072	2,024,383
当期変動額								
当期純利益					634,157	634,157		634,157
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	634,157	634,157	—	634,157
当期末残高	100,000	105,456	680,921	786,377	2,022,234	2,022,234	△250,072	2,658,540

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3,992	2,028,376
当期変動額		
当期純利益		634,157
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△3,992	△3,992
当期変動額合計	△3,992	630,164
当期末残高	—	2,658,540

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	118,749	915,798
減価償却費	203,255	229,423
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5	△56
受取利息	△3,286	△354
支払利息	3,171	2,362
為替差損益 (△は益)	△8,495	1,750
有形固定資産売却損益 (△は益)	5,245	△2,615
固定資産除却損	2,950	1,128
新株予約権戻入益	—	△3,992
売上債権の増減額 (△は増加)	△31,015	△36,322
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4,351	△7,925
前払費用の増減額 (△は増加)	△16,529	△26,968
仕入債務の増減額 (△は減少)	232,568	△144,268
未払金の増減額 (△は減少)	54,413	△43,499
前受収益の増減額 (△は減少)	158,637	206,000
その他の資産の増減額 (△は増加)	4,550	△12,814
その他の負債の増減額 (△は減少)	△54,960	168,187
その他	4,833	9,157
小計	669,740	1,254,989
利息の受取額	3,286	354
利息の支払額	△3,165	△2,399
法人税等の支払額	△2,908	△1,726
営業活動によるキャッシュ・フロー	666,953	1,251,218
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△101,932	△83,200
有形固定資産の売却による収入	14,045	1,864
無形固定資産の取得による支出	△154,142	△137,963
その他	△9,679	△6,495
投資活動によるキャッシュ・フロー	△251,708	△225,795
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△239,988	△230,029
財務活動によるキャッシュ・フロー	△239,988	△230,029
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,495	△1,750
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	183,753	793,643
現金及び現金同等物の期首残高	2,245,176	2,428,930
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,428,930	※1 3,222,573

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		699,619
減価償却費		153,633
本社移転費用		42,105
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)		79,101
受取利息		△1,509
支払利息		1,478
為替差損益 (△は益)		△495
固定資産除却損		0
社債発行費		1,109
売上債権の増減額 (△は増加)		△126,175
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△2,297
前払費用の増減額 (△は増加)		△17,870
仕入債務の増減額 (△は減少)		△21,071
未払金の増減額 (△は減少)		△9,960
前受収益の増減額 (△は減少)		870,762
その他の資産の増減額 (△は増加)		5,934
その他の負債の増減額 (△は減少)		△71,470
その他		△827
小計		1,602,066
利息の受取額		1,509
利息の支払額		△1,178
法人税等の支払額		△210,331
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,392,067
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		△800
有形固定資産の取得による支出		△16,681
無形固定資産の取得による支出		△73,235
敷金及び保証金の差入による支出		△507,658
その他		2,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		△596,021
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出		△61,644
社債の発行による収入		98,890
財務活動によるキャッシュ・フロー		37,246
現金及び現金同等物に係る換算差額		495
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		833,787
現金及び現金同等物の期首残高		3,222,573
現金及び現金同等物の中間期末残高		※ 4,056,361

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～39年

車 両 運 搬 具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

データベースマーケティング事業において、当社は、法人企業データ「LBC」と「LBC」を搭載した顧客データ一元化ソリューション「ユーソナー」を提供しております。

当社の収益は、導入までに係る初期サービスや一時的なスポットのサービス提供と一定期間にわたる継続的なサービス提供があります。

導入までに係る初期サービスや一時的なスポットのサービス提供に係る収益は、顧客の検収により履行義務が充足されたと判断し、顧客が検収した一時点で収益を認識しております。月額基本料等を収受する一定期間にわたる継続的なサービス提供により生じる収益は、顧客がサービスの提供期間にわたって便益を受けるため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価は、契約における支払期限に応じて履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～18年

車 両 運 搬 具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

データベースマーケティング事業において、当社は、法人企業データ「LBC」と「LBC」を搭載した顧客データ一元化ソリューション「ユーソナー」を提供しております。

当社の収益は、導入までに係る初期サービスや一時的なスポットのサービス提供と一定期間にわたる継続的なサービス提供があります。

導入までに係る初期サービスや一時的なスポットのサービス提供に係る収益は、顧客の検収により履行義務が充足されたと判断し、顧客が検収した一時点で収益を認識しております。月額基本料等を収受する一定期間にわたる継続的なサービス提供により生じる収益は、顧客がサービスの提供期間にわたって便益を受けるため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価は、契約における支払期限に応じて履行義務の充足前又は履行義務の充足後概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 144,154千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得の見積りや一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は売上高及び営業利益であり、過年度の実績と市場環境等を勘案して見積っております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 72,048千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得の見積りや一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は売上高及び営業利益であり、過年度の実績と市場環境等を勘案して見積っております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、本社の賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた本社の退去時に必要とされる原状回復費用に関連する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行っております。

その結果、本社における資産除去債務の計上に関して、従来負債計上に代えて賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法（以下、「簡便的な取扱い」）を採用していましたが、当事業年度末より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上する方法（以下、「原則的な取扱い」）に変更しております。これは、当事業年度末において、原状回復費用の総額が敷金及び保証金の総額を上回ることとなり、簡便的な取扱いが認められなくなったことによるものであります。

この見積りの変更及び簡便的な取扱いから原則的な取扱いへの変更により、当事業年度の貸借対照表において、固定負債に資産除去債務を232,116千円計上しております。また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行う敷金について、将来の償却予定額が48,872千円減少しております。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

- ※1 売掛金のうち顧客との契約から生じた債権の金額は、「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
- ※2 前受収益のうち契約負債の金額は、「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
- ※3 当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
	千円	千円
当座貸越極度額の総額	1,150,000	1,150,000
借入実行残高	145,000	145,000
差引額	1,005,000	1,005,000

(損益計算書関係)

- ※1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
- ※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43.4%、当事業年度37.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56.6%、当事業年度63.0%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	1,038,690千円	1,196,325千円
広告宣伝費	655,250	441,038
減価償却費	53,221	87,801

- ※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
車両運搬具	1,002千円	609千円
会員権	—	2,005
計	1,002	2,615

- ※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
建物等	6,247千円	—千円
計	6,247	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,081	—	—	6,081
甲種種類株式	1,738	—	—	1,738
乙種種類株式	868	—	—	868
合計	8,687	—	—	8,687
自己株式				
普通株式	869	—	—	869
合計	869	—	—	869

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,992
合計		—	—	—	—	—	3,992

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,081	—	—	6,081
甲種種類株式	1,738	—	—	1,738
乙種種類株式	868	—	—	868
合計	8,687	—	—	8,687
自己株式				
普通株式	869	—	—	869
合計	869	—	—	869

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

なお、第1回新株予約権は、新株予約権付与対象者の権利放棄により、2024年6月28日付でその全てが失効しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	2,428,930千円	3,222,573千円
現金及び現金同等物	2,428,930千円	3,222,573千円

2 重要な非資金取引の内容
資産除去債務

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
新たに計上した重要な資産除去債務の額	－千円	232,116千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年12月31日)
1 年内	94,922
合計	94,922

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2024年12月31日)
1 年内	94,922
合計	94,922

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、その決済時において流動性リスクに晒されております。借入金は、営業取引に関する資金調達であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告を行っております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握するとともに、差入先ごとの残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び未払金並びに借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (*)	62,414	61,781	△633
資産計	62,414	61,781	△633
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	391,703	390,058	△1,644
負債計	391,703	390,058	△1,644

(*) 「敷金及び保証金」の貸借対照表計上額と、貸借対照表における「敷金及び保証金」の金額との差額は、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,428,930	—	—	—
売掛金	342,646	—	—	—
敷金及び保証金	1,976	44,531	15,906	—
合計	2,773,552	44,531	15,906	—

(注) 2. 短期借入金・長期借入金 (1年内返済予定を含む) の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	145,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	230,029	99,973	61,701	—	—	—
合計	375,029	99,973	61,701	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	61,781	—	61,781
資産計	—	61,781	—	61,781
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	390,058	—	390,058
負債計	—	390,058	—	390,058

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、その決済時において流動性リスクに晒されております。借入金は、営業取引に関する資金調達であり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告を行っております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握するとともに、差入先ごとの残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金並びに借入金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	153,915	148,806	△5,109
資産計	153,915	148,806	△5,109
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	161,674	160,004	△1,669
負債計	161,674	160,004	△1,669

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,222,573	—	—	—
売掛金	378,968	—	—	—
敷金及び保証金	1,974	93,676	58,264	—
合計	3,603,517	93,676	58,264	—

(注) 2. 短期借入金・長期借入金 (1年内返済予定を含む) の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	145,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	99,973	61,701	—	—	—	—
合計	244,973	61,701	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	148,806	—	148,806
資産計	—	148,806	—	148,806
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	160,004	—	160,004
負債計	—	160,004	—	160,004

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
該当事項はありません。

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	受託者(注)2
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 434,000株
付与日	2022年5月27日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年4月1日 至 2032年5月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日時点で当社の取締役及び従業員のうち受益者として指定されたものに交付されます。

3. ① 新株予約権者は、2024年12月期から2026年12月期のいずれかの事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された営業利益が、650百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役及び従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	434,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	434,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	408.49
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法をストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式により算定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 254,505千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | —千円 |

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益

3,992千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	受託者（注）2
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 434,000株
付与日	2022年5月27日
権利確定条件	（注）3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2025年4月1日 至 2032年5月26日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割当てられ、信託期間満了日時点で当社の取締役及び従業員のうち受益者として指定されたものに交付されます。

3. ① 新株予約権者は、2024年12月期から2026年12月期のいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が、650百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役及び従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2024年6月28日付で受託者が本新株予約権を放棄しているため、同日付で全てが失効しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	434,000
付与	—
失効	434,000
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	408.49
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

該当事項はありません。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 (注)	128,049千円
資産除去債務	11,072
その他	5,181
繰延税金資産小計	144,303
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△149
評価性引当額小計	△149
繰延税金資産合計	144,154
繰延税金資産の純額	144,154

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	128,049	128,049
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産 (※2)	—	—	—	—	—	128,049	128,049

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(※2) 当該繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	1.9
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.1

当事業年度（2024年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産	
未払費用	26,936千円
未払事業税	22,293
資産除去債務	80,289
その他	8,049
繰延税金資産小計	137,569
評価性引当額	△149
評価性引当額小計	△149
繰延税金資産合計	137,420
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	65,371
繰延税金負債合計	65,371
繰延税金資産の純額	72,048

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	0.3
給与等の支給額が増加した場合の特別控除	△3.9
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.8

3. 決算日後の法人税等の税率変更に係る事項

2025年3月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、2027年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が34.6%から35.4%に変更されますが、当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合の影響額は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社が有していた非連結子会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社の非連結子会社でありました株式会社ビックベースソリューションズは2023年3月15日に解散、2023年7月13日に清算終了しており、期末日時点において非連結子会社は有しておりません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は非連結子会社及び関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3～6年と見積り、割引率は0.604%～0.764%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
見積りの変更及び簡便的な取扱いから 原則的な取扱いへの変更による増加額	232,116
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額(△は減少)	—
期末残高	232,116

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	合計
一時点で移転される財	1,349,367
一定の期間にわたり移転される財	3,689,233
顧客との契約から生じる収益	5,038,601
外部顧客への売上高	5,038,601

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (重要な会計方針)

5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 売掛金	311,630千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 売掛金	342,646千円
契約負債 (期首残高) 前受収益	518,997千円
契約負債 (期末残高) 前受収益	677,634千円

契約負債は、主に一定期間にわたる継続的なサービス提供について、顧客から受け取った未経過期間分の前受収益であり、収益の認識に伴って取り崩されます。

期首現在の契約負債残高は、主として1年以内の収益として認識しており、翌事業年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、取引価格の変動等によって、当事業年度に認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	合計
一時点で移転される財	1,279,563
一定の期間にわたり移転される財	4,795,320
顧客との契約から生じる収益	6,074,883
外部顧客への売上高	6,074,883

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）

5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	342,646千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	378,968千円
契約負債（期首残高） 前受収益	677,634千円
契約負債（期末残高） 前受収益	883,634千円

契約負債は、主に一定期間にわたる継続的なサービス提供について、顧客から受け取った未経過期間分の前受収益であり、収益の認識に伴って取り崩されます。

期首現在の契約負債残高は、主として1年以内の収益として認識しており、翌事業年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

過去の期間に充足した履行義務から、取引価格の変動等によって、当事業年度に認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在するため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在するため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	258.94円
1株当たり当期純利益	9.56円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益 (千円)	74,741
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益 (千円)	74,741
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (株)	7,818,000 (うち普通株式 5,212,000) (うち甲種種類株式 1,738,000) (うち乙種種類株式 868,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数43,400,000個 普通株式434,000株)

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	340.05円
1株当たり当期純利益	81.12円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益 (千円)	634,157
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益 (千円)	634,157
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (株)	7,818,000 (うち普通株式 5,212,000) (うち甲種種類株式 1,738,000) (うち乙種種類株式 868,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(本社移転)

当社は、2025年3月28日開催の臨時取締役会において本社を移転することを決議し、2025年4月30日付で定期建物賃貸借契約を締結いたしました。概要は以下の通りであります。

(1) 移転先

東京都新宿区西新宿一丁目 明治安田新宿ビル(仮称)

(2) 移転時期

2026年12月(予定)

(3) 移転目的

将来的な増員に対応したオフィスフロア面積を確保するとともに、社員エンゲージメント及び生産性の向上並びに優秀な人材の確保を図りたいと考えております。

(4) 業績に与える影響

主に本社移転後の旧本社の原状回復工事を行うと見込まれる期間の賃料相当額として、2025年12月期の中間会計期間において特別損失に本社移転費用121,207千円を計上しております。2025年12月期の中間会計期間以降に本社移転に伴い発生する費用、金額及び発生時期等については現在精査中であります。

(種類株式の普通株式への転換)

当社は、2025年6月24日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会及び甲種種類株主総会並びに乙種種類株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、種類株式に関する定款の定めを廃止し、全ての種類株式の内容を変更して普通株式の内容と同一としております。

種類株式の普通株式への交換状況

(1) 変更前の株式の種類及び数

甲種種類株式	1,738株
乙種種類株式	868株

(2) 変更後の株式の種類及び数

普通株式	2,606株
------	--------

(3) 変更後の発行済普通株式数

8,687株

(単元株制度の採用及び発行可能株式総数の引き上げ)

当社は、2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し、同日付で発行可能株式総数を引き上げ、2025年7月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2. 発行可能株式総数の増加

発行可能株式総数を12,000株から34,748株に変更いたしました。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年6月13日開催の定時取締役会の決議に基づき、2025年7月10日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年7月9日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,687株
今回の分割により増加する株式数	8,678,313株
株式分割後の発行済株式総数	8,687,000株
株式分割後の発行可能株式総数	34,748,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年7月10日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 変更の内容

変更前の発行可能株式総数	34,748株
今回の変更により増加する発行可能株式総数	34,713,252株
変更後の発行可能株式総数	34,748,000株

(3) 変更の効力発生日

2025年7月10日

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

(本社移転に伴う見積りの変更)

当中間会計期間において本社移転に関する決定を行ったことに伴い、利用が不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、原状回復に係る資産除去債務についても、履行時期を見直し、移転日までの期間で資産除去債務の費用計上が完了するようにその見積りを変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ23,853千円減少しております。

(中間貸借対照表関係)

当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。なお、前事業年度は5行と当座貸越契約を締結しておりました。この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2025年6月30日)	
	千円
当座貸越極度額の総額	1,350,000
借入実行残高	145,000
差引額	1,205,000

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
	千円
給料及び手当	604,974
広告宣伝費	184,497
減価償却費	84,768

※2 本社移転費用

本社移転の決定に伴うものであり、主な内容は本社移転後の旧本社の原状回復工事を行うと見込まれる期間の賃借料相当額であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	4,057,161千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△800
現金及び現金同等物	4,056,361

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は非連結子会社及び関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、データベースマーケティング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	合計
一時点で移転される財	792,874
一定の期間にわたり移転される財	2,791,252
顧客との契約から生じる収益	3,584,126
外部顧客への売上高	3,584,126

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	57円90銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	452,689
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	452,689
普通株式の期中平均株式数(株)	7,818,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2025年6月24日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会及び甲種種類株主総会並びに乙種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、甲種種類株式及び乙種種類株式に関する定款の定めを廃止し、同日付で甲種種類株式及び乙種種類株式を普通株式へ変更しております。
3. 2025年6月13日開催の定時取締役会の決議により、2025年7月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年6月13日開催の定時取締役会の決議に基づき、2025年7月10日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2025年6月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年7月9日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,687株
今回の分割により増加する株式数	8,678,313株
株式分割後の発行済株式総数	8,687,000株
株式分割後の発行可能株式総数	34,748,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年7月10日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

単元株制度の効力発生日 2025年7月10日

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款第5条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 変更の内容

変更前の発行可能株式総数	34,748株
今回の変更により増加する発行可能株式総数	34,713,252株
変更後の発行可能株式総数	34,748,000株

(3) 変更の効力発生日

2025年7月10日

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	229,047	188,989	—	418,036	141,345	15,911	276,691
車両運搬具	10,836	5,389	6,642	9,583	3,280	2,812	6,303
工具、器具及び備品	255,962	50,743	15,186	291,520	180,352	58,698	111,167
有形固定資産計	495,846	245,122	21,828	719,140	324,978	77,423	394,162
無形固定資産							
ソフトウェア	2,328,484	132,661	9,561	2,451,584	2,127,473	151,999	324,111
ソフトウェア仮勘定	5,751	57,673	55,719	7,705	—	—	7,705
無形固定資産計	2,334,235	190,335	65,280	2,459,290	2,127,473	151,999	331,817
長期前払費用	—	1,958	—	1,958	—	—	1,958

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	原状回復費用の見積りの変更に伴う資産除去債務計上	188,989千円
車両運搬具	社用車の取得	5,389千円
工具、器具及び備品	仮想デスクトップ等の取得	38,789千円
ソフトウェア	ユーソナー、mソナー、プランソナー等の開発費用	76,942千円
ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	55,719千円
ソフトウェア仮勘定	ユーソナー、mソナー、プランソナー等の開発費用	57,673千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	55,719千円
-----------	------------	----------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	145,000	145,000	0.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	230,029	99,973	0.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	161,674	61,701	0.5	2026年9月
合計	536,703	306,674	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	61,701	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	56	—	—	56	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	3, 222, 573
合計	3, 222, 573

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株) Sales Marker	18, 700
ログリー (株)	16, 047
(株) アウトソーシングコミュニケーションズ	11, 019
(株) プログウォッチャー	10, 120
JPロジスティクス (株)	6, 600
その他	316, 482
合計	378, 968

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
342, 646	3, 983, 865	3, 947, 542	378, 968	91. 2	33. 1

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
データベース仕入	11, 185
その他	483
合計	11, 668

ニ. 貯蔵品

区分	金額（千円）
消耗品	5,906
切手・収入印紙	408
その他	10
合計	6,325

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
(株) セールスフォース・ジャパン	45,208
(株) 日本チャンピオングループ	39,420
クラスメソッド (株)	25,714
ログリー (株)	16,945
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム (株)	15,620
その他	87,302
合計	230,210

ロ. 前受収益

相手先	金額（千円）
サントリービバレッジソリューション (株)	39,167
トヨタ自動車 (株)	29,260
(株) 日立ソリューションズ	25,473
(株) マイナビ	19,758
(株) デジタルガレージ	16,023
その他	753,952
合計	883,634

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://usonar.co.jp/company/public-notice.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年 6月24日	-	-	-	三井物産企業投資投資事業有限責任組合員 三井物産企業投資株式会社 代表取締役社長 後藤 伸之	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	甲種種類株式 △1,738,000 普通株式 1,738,000	-	甲種種類株式の普通株式への転換
2025年 6月24日	-	-	-	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 地下 誠二	東京都千代田区大手町一丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	特別利害関係者等(大株主上位10名)	乙種種類株式 △868,000 普通株式 868,000	-	乙種種類株式の普通株式への転換

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2023年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができることとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができることとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社
4. 2025年6月24日開催の臨時株主総会及び普通種類株主総会及び甲種種類株主総会並びに乙種種類株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、種類株式に関する定款の定めを廃止し、全ての種類株式の内容を変更して普通株式の内容と同一としております。
5. 2025年6月13日開催の取締役会決議により、2025年7月10日を効力発生日とし、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」は当該株式分割後の「移動株数」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
福富 七海 ※1、2	東京都渋谷区	5,152,000	65.90
三井物産企業投資投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	1,738,000	22.23
株式会社日本政策投資銀行 ※1	東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	868,000	11.10
株式会社ゼンリン ※1	福岡県北九州市小倉北区室町1丁目1番1号	60,000	0.77
計	—	7,818,000	100.00

（注）1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等（大株主上位10名）

2 特別利害関係者等（当社代表取締役会長）

2. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年9月5日

ユーソナー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方正義

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東朋

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユーソナー株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーソナー株式会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年9月5日

ユーソー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方正義

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 朋

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユーソー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーソー株式会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月5日

ユーソナー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善方正義
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊東朋
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユーソナー株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーソナー株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上